独立行政法人大学入試センターの
令和５年度における業務の実績に関する評価（案）

令和６年

文 部 科 学 大 臣

独立行政法人大学入試センター　年度評価　目次

１－１－１	評価の概要	・・・ｐ１
１－１－２	総合評定	・・・ｐ２
１－１－３	項目別評定総括表	・・・ｐ４
１－１－４－１	項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）	・・・ｐ６
	項目別評価調書 No. Ⅰ－１　大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	・・・ｐ６
	項目別評価調書 No. Ⅰ－２　大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	・・・ｐ35
	項目別評価調書 No. Ⅰ－３　大学情報の提供等	・・・ｐ48
１－１－４－２	項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）	・・・ｐ52
	項目別評価調書 No. Ⅱ―１　組織体制	・・・ｐ52
	項目別評価調書 No. Ⅱ―２　業務運営	・・・ｐ56
	項目別評価調書 No. Ⅱ―３　給与水準の適正化	・・・ｐ64
	項目別評価調書 No. Ⅲ―１～３　予算、収支計画及び資金計画	・・・ｐ68
	項目別評価調書 No. Ⅳ　短期借入金の限度額	・・・ｐ87
	項目別評価調書 No. Ⅴ　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	・・・ｐ89
	項目別評価調書 No. Ⅵ　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	・・・ｐ91
	項目別評価調書 No. Ⅶ　剰余金の使途	・・・ｐ93
	項目別評価調書 No. Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	・・・ｐ96

１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学入試センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和５年度
	中期目標期間	令和３年度～令和７年度（第５期）

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	大学教育・入試課、石橋晶
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、福井俊英

３．評価の実施に関する事項
令和６年７月 29 日　独立行政法人大学入試センターの評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

４．その他評価に関する重要事項
特になし

…実績報告時に法人が記載する項目。

…評価時に所管課が記載する項目。

※提出時には色を抜くこと

１－１－２　中期目標管理法人　年度評価　総合評定

１．全体の評定						
評定 （S、A、B、C、D）	B	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
		B	B	―	―	―
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	（項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載） 以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 ・共通テストの問題作成に係る外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会では、対象 31 科目中 31 科目（100%）で４段階評価の３（ある程度適切）以上であった。「p9 参照」 ・令和８年度共通テスト（令和７年度実施）からの電子出願システムの導入に向けて、システムの開発及び構築を進めるとともに、大学向けに説明会を開催する等、情報提供及び意見交換を行った。「p15 参照」 ・障害のある者等への受験上の配慮については、「受験上の配慮案内」の記載を充実させるとともに、電子機器の利用や個々の障害に応じた問題冊子の配付等、きめ細やかな配慮を実施した。「p15 参照」 ・科学研究費補助金について、令和５年度は新規に５件申請し３件採択されるなど、競争的資金を積極的に活用している。「p37 参照」 ・調査研究に関する外部評価において、全ての研究課題が、研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けている。「p37 参照」
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	（法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評価に反映されていない事項などを記載） ・１月１日に発生した令和６年能登半島地震への対応として、１月３日には理事長メッセージ公表するなど、迅速な状況把握や情報発信を行った。また、被災した受験者の受験機会を確保するため、金沢大学を追試験場に追加設定するなど、柔軟に対応した。「p15 参照」 ・理事長のリーダーシップの下、内部統制のリスクの把握やその対応について不断の見直しが行われており、令和６年能登半島地震の発生時には迅速な状況把握と情報発信を行う等、様々な課題に対応した。「p97 参照」

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	（項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。中期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載） ・令和８年度共通テスト（令和７年度実施）からの電子出願システムの導入に向けて、関係者への情報提供等、準備を着実に進めること。「p16 参照」 ・新教育課程に対応した令和７年度共通テスト（令和６年度実施）が円滑に実施できるよう、受験者等の関係者に対し、丁寧な情報発信を引き続き行うこと。 「p32 参照」 ・研究成果については、過去のものも含めて活用状況をフォローアップするとともに、引き続き社会に対し積極的に発信を行うことが期待される。「p37 参照」 ・各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の育成が求められていることを踏まえ、人材育成に関するこれまでの調査研究コンテンツへのアクセスを向上する等、さらなる充実に努めることが期待される。「p37 参照」 ・予算の策定及び執行に係るプロセスについては、継続的に見直しを行うことが期待される。「p57 参照」 ・固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。「p57 参照」 ・18 歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込みを立てた上で、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。「p69 参照」 ・中長期的な経営計画に基づき、剰余金の有効活用について引き続き検討することが望ましい。「p94 参照」
その他改善事項	（上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載） 特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	（今後、改善が見られなければ改善命令が必要となる事項があれば記載） 特になし

４．その他事項	
監事等からの意見	（監事等へのヒアリングを実施した結果、監事等からの意見で特に記載が必要な事項があれば記載）
その他特記事項	（有識者からの意見があった場合の意見、評価の方法について検討が必要な事項など、上記以外で特に記載が必要な事項があれば記載）

※　評定区分は以下のとおりとする。（**「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準（以降「評価基準」とする）」**p13）

Ｓ：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
１．大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	A○重	A○重	A○重			Ⅰ－１	
⑴　共通テストの問題作成	(A)	(A)	(A)				
⑵　共通テストの円滑な実施	(A)	(A)	(A)				
⑶　共通テストの採点・成績提供	(B)	(B)	(B)				
⑷　高等学校学習指導要領等への対応	(B)	(B)	(B)				
２　大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究.	B○重	A○重	A○重			Ⅰ－２	
３　大学情報の提供等	B	B	B			Ⅰ－３	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
１　組織体制	B	B	B			Ⅱ－１	
２　業務運営	B	B	B			Ⅱ－２	
３　給与水準の適正化	B	B	B			Ⅱ－３	

中期目標	年度評価					項目別調書No.	備考
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B			Ⅲ－１～３	
短期借入金の限度額	—	—	—			Ⅳ	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	B	B	B			Ⅴ	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	—	—	—			Ⅵ	
剰余金の使途	B	B	B			Ⅶ	
Ⅳ．その他の事項							
その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	B	B	B			Ⅷ	

※１　重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※２　難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※３　重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※４　「項目別調書 No.」欄には、本評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※５　評定区分は以下のとおりとする。

Ｓ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

Ａ：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上)。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満)。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

Ｓ：－

Ａ：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

Ｂ：目標の水準を満たしている（「Ａ」に該当する事項を除く。)。

Ｃ：目標の水準を満たしていない（「Ｄ」に該当する事項を除く。)。

Ｄ：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―１	大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（共通テストについては、約 55 万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があるため） 困難度：「高」（感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
試験問題に関して外部評価を行い、95%	各年度 95%	95%	100%	96.8%	100%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
予算額（千円）	11,502,723	11,391,277	11,365,556		

	以上が良問であるとの評価を得られているか。														
	試験問題に関して自己点検・評価を行い、95%以上が良問であるとの評価を得られているか。	各年度95%	95%	100%	100%	100%				決算額（千円）	11,118,576	11,236,380	11,179,400		
	参加大学に留意点や変更点等を解説した説明資料を提供し、閲覧率を 100%とする。	各年度100%	100%	100%	100%	100%				経常費用（千円）	10,944,360	11,087,009	11,033,636		
										経常利益（千円）	1,730,691	1,356,621	919,090		
										行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
										行政コスト（千円）	10,890,683	11,092,022	11,037,517		
										従事人員数	63	60	66		

※　経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ ・共通テスト実施後、試験問題に関して外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られているか。 ・参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料を提供し、周知徹底を行う。同資料について、閲覧率は100%となっているか。 ＜その他の指標＞ ・センターや関係団体	1　大学入学共通テスト 大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）について、以下の⑴～⑷を計画的かつ着実に実施した。 令和６年１月に実施した共通テスト（以下「令和６年度共通テスト」という。）の実施に当たっては、文部科学省が発出した令和６年度大学入学者選抜実施要項において、新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除きコロナ禍以前の対策に戻すことが基本とされていることに基づき実施した。 なお、共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、以下の取組を行い、参加大学が実施主体であることの認識を高めるとともに、参加大学の意見を令和６年度共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。 ○実施主体である参加大学の役割について説明するための取組 ・大学入試センター（以下「センター」という。）主催の協議会での説明 入試担当者連絡協議会 ※令和５年度については情報提供の効果や費用面の合理性等を勘案し、令和２～４年度と同様、参加大学専用の特設サイトを用いて、解説付きのスライド資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。 ・依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供 国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議（ウェブ会議）、１都３県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議（ウェブ会議）、福島県連絡会議（ウェブ会議）、埼玉県地区連絡会議（ウェブ会議）、広島県連絡会議（メール会議） ○参加大学の意思を反映するための取組 大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する大学入学共通テス	＜評定と根拠＞ 評定：A 試験問題に関する外部評価及び自己点検・評価については、良問であるとの評価が年度計画における目標値である 95%以上を超えてそれぞれ 100%となっており、所期の目標値に対し、105%を達成している。また、参加大学に対し留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料については、全参加大学（870大学）が閲覧し、所期の目標（資料の閲覧率：100%）を達成した。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	

	の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼しているか。	ト企画委員会の一部委員を、国公私立大学の各団体からの推薦により委嘱しており、共通テストの実施要項、受験案内、実施要領等のマニュアルについて審議を行った。 また、令和５年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令和６年度共通テストの各種マニュアルに反映させた。		
	＜主な定量的指標＞ ・共通テスト実施後、試験問題に関して外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られているか。 ＜その他の指標＞ ・試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領について、必要に応じ見直しを行い、試験問題の作成にあたる委員に対して周知徹底している	＜主要な業務実績＞ ⑴　共通テストの問題作成 令和６年度共通テストの問題作成に当たっては、試験問題作成要領に基づき、以下の①・②のとおり計画的かつ着実に良質な試験問題の作成を行った。特に、試験問題の評価では高等学校関係者等を含む大学入学共通テスト問題評価・分析委員会から、対象 31 科目の全てについて良問であるとの評価が得られ、目標を超えた（p. 13⑴②－１参照）。 ※出題科目としては 30 科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも１科目として数えている。 ①－１　試験問題作成要領等の整備 共通テストの目的・趣旨に沿った良質な試験問題を作成するため、令和６年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針（以下「問題作成方針」という。）とともに共通の試験問題作成の基準、作成上の留意事項等をまとめた「試験問題作成要領」（以下「作成要領」という。）を整備している。問題作成方針と作成要領については、教科・科目等別問題作成分科会長会議（以下「問題作成分科会長会議」という。）及び教科・科目等別問題作成分科会（以下「問題作成分科会」という。）において全委員に配付して説明を行うことにより周知徹底したほか、問題点検第一部会委員、問題点検第二部会委員及び教科・科目等別問題作成方針分科会（以下「方針分科会」という。）の高等学校等関係者の委員に対しても問題作成方針と作成要領に基づき試験問題の点検・	＜評定と根拠＞ 評定：A 試験問題については、年度計画に沿って良質な試験問題の作成に取り組んだ。 その結果、試験問題に関する外部評価及び自己点検・評価については、良問であるとの評価が年度計画における目標値である 95%以上を超えてそれぞれ 100%となっており、所期の目標値に対し、105%を達成している。 ＜課題と対応＞ －	（１）共通テストの問題作成 補助評定：（A） ＜評定に至った理由＞ 以下に示すとおり、中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ・共通テストの問題作成に係る外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会では、対象 31 科目中 31 科目（100%）で４段階評価の３（ある程度適切）以上であった。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

	か。 その上で、試験問題データベース等の充実を図ることにより、試験問題作成委員の業務量を削減しつつ、秘密保持を徹底しているか。 また、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等について、これまでの試験実施結果を踏まえ、問題作成及び点検を行っているか。	照合を行うよう周知した。 ①－２　各データベースの充実 試験問題を作成するための基礎資料となる以下のデータベースの充実を図り、必要なデータを容易に得られる体制を整備することで、試験問題作成を効率的に行い、委員の業務負担を軽減した。 ア　試験問題データベース 平成 15 年度から共通第１次学力試験（以下「共通１次試験」という。）、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）及び共通テストの試験問題をデータベース化しており、令和５年度においては、令和６年度共通テストの試験問題を追加した。 イ　教科書データベース 平成９年度から高等学校及び中学校の教科書の掲載内容等をデータベース化しており、令和５年度においては令和５年度高等学校教科書データを追加し、引き続き維持・管理することにより、委員の業務負担を軽減した。 ウ　国語出典情報データベース 平成 18 年度から共通１次試験、センター試験、共通テスト及び各大学試験問題の素材文の出典情報をデータベース化しており、令和５年度においては、令和５年度大学入学者選抜の各大学試験問題（近代以降の文章、古文、漢文）及び令和６年度共通テストのデータを追加することにより、データベースを充実させた。 ①－３　秘密保持 試験問題に関する情報管理について、以下のことを実施し、情報が外部に流出しないよう秘密保持の徹底を図った。 ・試験問題作成委員等氏名を問題作成に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで秘匿。 ・試験問題作成委員が問題作成の基礎となる資料を持ち込む場合の、センターが貸与するセキュリティ機能付の記録媒体の使用を義務付け。 ・試験問題作成委員等全員に対し、試験問題の秘密保持についての周知を徹底。 ・入退室管理システムを使用し、試験問題作成エリアへの関係者以外の立入り規制を徹底。		― <その他事項> ―

・試験問題作成委員等全員に対し、個人所有パソコン等の試験問題作成エリア内への持込みを規制するための、私物保管用ロッカーを利用することの周知を徹底。

・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制を徹底。

①－４　試験問題の作成

試験問題作成は、以下のとおり多くの委員によって十分な時間をかけ作成するとともに、問題作成分科会長会議で問題作成及び点検の際に特に留意する事項を説明し、様々な観点から点検、照合するなど厳格に行った。

なお、令和７年１月に実施する共通テスト（以下「令和７年度共通テスト」という。）では、令和４年度から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領（平成 30 年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験問題及び経過措置としての旧教育課程による試験問題を作成している。

問題作成分科会（資料編 p. 3【資料２】参照）

〔委　　員〕国公私立大学等の教員　29 分科会 598 人（各分科会９～33 人）

〔役　　割〕本試験・追試験用６教科 30 科目の試験問題を、問題作成方針に基づき、過去のセンター試験及び共通テストと試行調査（プレテスト）の実施結果を踏まえ出題範囲、出題内容、記述、難易度等について十分に討議し、約２年間で作成。

また、一部の教科・科目では、出題内容の重複や一方の試験問題に他の科目の解答が記述されることがないよう各教科・科目間の調整会議を年３回開催した。

〔開催回数〕分科会ごとに年間 11～30 回（延べ 441 回、1,502 日）

①－５　試験問題の点検

以下の委員会等を設置し、問題作成分科会が作成した試験問題を様々な観点から点検した。問題点検第一部会では、過去のセンター試験及び共通テストの問題作成経験者等に委員を委嘱しており、問題作成経験者としての知見を活かし、問題の構成、内容等の点検を行った。問題点検第二部会では、問題の形式、表現、科目間の整合性等総合的な点検を行ったほか、さらに、複数の科目における記述の重複等から解答が相互に推測されないよう重複点検に特化した点検日を設けると

ともに、電子ツールの検索機能を活用し効率的かつ確実な重複点検を行った。また、方針分科会の高等学校関係者の委員は、高等学校教育の立場から、問題の難易度、出題範囲等の点検を行った。

なお、点検に当たっては、各点検委員会が効果的に点検を行えるよう、センターから問題作成における現状や点検の視点等について説明を行った。

ア　問題点検第一部会（資料編 p. 3【資料３】参照）

〔委　　員〕問題作成部会及び教科科目第一委員会委員の経験者、学識経験者等
20 部会 160 人（各部会４～14 人）

〔役　　割〕問題の構成、内容、解答及び用字用語等を点検

〔開催回数〕部会ごとに年間２～５回（延べ 72 回、263 日）

イ　問題点検第二部会

〔委　　員〕国公私立大学等の教員及び学識経験者　26 人

〔役　　割〕問題の形式、表現及び各科目間の整合性、重複等について総合的に点検

〔開催回数〕年間５回（42 日）

ウ　教科・科目等別問題作成方針分科会の高等学校等関係者

〔委　　員〕高等学校等関係者　83 人

〔役　　割〕問題の難易度及び出題範囲について、高等学校教育の立場から点検

〔開催回数〕科目ごと年間２回（延べ 122 日）

①－６　令和６年度共通テスト問題に関する実施結果

ア　各教科・科目別平均点等（本試験）の状況（資料編 p. ４～５【資料４】参照）

イ　得点調整対象科目間における平均点差

得点調整は、本試験において、地理歴史、公民、理科②の各教科の得点調整対象科目間で、原則として 20 点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合に行うこととしている。ただし、受験者数が１万人未満の科目は得点調整の対象としない。

令和６年度共通テストでは、最大の得点差は公民の倫理と政治・経済間の 12.09 点であり、20 点以上の平均点差が生じなかったことから、得点調整を実施しなかった。

教　科		最　高		最　低		点　差
地理歴史		地理Ｂ	65.74 点	日本史Ｂ	56.27 点	9.47 点
公　　民		倫理	56.44 点	政治・経済	44.35 点	12.09 点
理科	理 科 ②	物理	62.97 点	化学	54.77 点	8.20 点

ウ　段階表示

各大学において受験者の多様な評価に活用できるように、各科目の科目別得点及び理科①の合計点に対し、「スタナイン」という方式を用いて、９段階に換算して段階表示を行った。なお、英語については、リーディング、リスニング別に段階表示を行った。

エ　問題訂正等（資料編 p. 6【資料５】参照）

令和６年度共通テストの問題訂正等は以下のとおりであった。問題作成分科会、問題点検第一部会、問題点検第二部会等において様々な観点から点検を行うとともに、令和５年度から新たに導入した校正支援ツールによるチェックを行った結果、問題訂正等の件数は前年度より減少した。

・問題訂正　本試験　２件、追試験　４件（前年度　本試験５件、追試験５件）

・補足説明　本試験　１件、追試験　１件（前年度　本試験２件、追試験１件）

・正解訂正　本試験　０件、追試験　０件（前年度　本試験１件、追試験０件）

②－１　令和６年度共通テスト問題の評価（資料編 p. ７～８【資料６】、【資料７】参照）

共通テスト問題評価・分析委員会の各分科会（「外部評価分科会」及び「自己点検・分析・評価分科会」）により、試験問題について、出題科目ごとに①出題のねらい、②出題範囲、③題材、④問題の場面設定、⑤問題構成、⑥表現・用語、⑦難易度、⑧得点のちらばりの８項目について項目別評価を行うとともに、総合評価を行っている。

各分科会での出題科目ごとの総合評価は、外部評価分科会では対象 31 科目※中 31 科目（100%）、自己点検・分析・評価分科会も 31 科目（100%）で４段階評価の３以上であった。

以上のことから、共通テストの試験問題として良質な試験問題であったとの結論を得られた。

また、教育研究団体からは、高等学校学習指導要領の目標や範囲に沿った、教科書の内容・範囲を踏まえた基礎的・基本的な問題であったとの評価を受けた。

外部評価分科会及び教育研究団体等から寄せられた評価・意見等については、「大学入学共通テスト問題評価・分析委員会報告書」において問題作成分科会の見解を記している。

ア　外部評価分科会

〔委　　員〕高等学校関係者等　78 人

〔役　　割〕学校教育に携わる専門的立場からの外部評価

	〔評価結果〕対象31科目の全てについて、総合評価が４段階評価で３以上であった。 イ　自己点検・分析・評価分科会 〔委　　員〕試験問題作成委員　47人 〔役　　割〕外部評価分科会の評価、19関係教育研究団体の評価を踏まえた自己点検・評価 〔評価結果〕対象31科目の全てについて、総合評価が４段階評価で３以上であった。 ※出題科目としては30科目であるが、評価の対象科目は、英語リスニングも１科目として数えている。		
・評価結果については、ホームページで公開しているか。	②－２　「令和６年度大学入学共通テスト問題評価・分析委員会報告書（本、追・再試験）」を作成し、令和６年６月以降にセンターのウェブサイトで公表することとしている。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　一部の科目について、外部評価分科会における総合評価で２（あまり適切ではない）となり、また、両分科会の項目別評価で１（適切ではない）又は２と評価された項目もあったところ。当該科目については、受験者や高校関係者等から強い関心が寄せられていることも踏まえ、確実に改善を図るよう努めること。その他の科目については、今後さらなる良問の作成を期待する。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉 ・　令和５年度共通テスト試験問題に対し外部評価分科会及び自己点検・分析・評価分科会において設問別得点率や科目別成績分布等のデータも参照し行われた評価を踏まえ、令和６年度共通テストにおいて難易度や問題構成等が適正となるよう試験問題の作成を行った。 具体的には、年度当初に開催した問題作成分科会長会議において、難易度や試験問題の分量に留意して問題作成に努めるよう周知徹底を行い、思考力等を問うという基本方針は堅持しながら、より一層の注意を払った上で問題作成を行った。 結果として、令和５年度共通テストの項目別評価で１又は２の項目があった科目も含め、良問であるとの評価が得られた。		
＜評価の視点＞ ―			
＜主な定量的指標＞	＜主な業務実績＞	＜評定と根拠＞	（２）共通テストの円滑な実施

・参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を100%とする。

⑵　共通テストの円滑な実施

以下のとおり、計画的かつ着実に実施した。

○令和６年度共通テスト実施結果

本試験については、令和６年１月 13 日、14 日に実施し、追試験については、本試験の２週間後に設定するという文部科学省の令和６年度大学入学者選抜実施要項に基づき、１月 27 日、28 日に実施した。

ア　参加大学数　　864 大学（うち短期大学 147 大学）

イ　試験期日

本試験　　令和６年１月 13 日(土)、14 日(日)

追・再試験　令和６年１月 27 日(土)、28 日(日)

ウ　志願者数　　491,914 人

・現役志願者数　419,534 人

・現役志願率　　45.2 %

エ　受験者数　　457,608 人（受験率 93.03%）

オ　成績提供件数　1,494,434 件

【試験実施状況の推移】※令和２年度はセンター試験の数値。

事　　項	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度
1　志願者数	491,914 人	512,581 人	530,367 人	535,245 人	557,699 人
2　受験者数	457,608 人	474,051 人	488,384 人	484,114 人	527,072 人
3　現役志願率	45.2%	45.1%	45.1%	44.3%	43.3%
4　成績提供件数	1,494,434 件	1,492,101 件	1,532,350 件	1,539,357 件	1,636,072 件
5　追試験許可者数	1,629 人	3,893 人	1,660 人	1,721 人	278 人
6　追試験受験者数	1,429 人	3,445 人	1,354 人	1,428 人	230 人
7　再試験対象者数	50 人	393 人	215 人	118 人	47 人
8　再試験受験者数	6 人	27 人	183 人	61 人	9 人

○令和６年度共通テスト当日の試験開始時刻の繰り下げ及び再試験

ア　試験開始時刻の繰下げ（交通機関の遅延又は事故等によるもの）

・９大学９試験場

イ　再試験の実施

・４大学４試験場、受験者数６人

（正規の試験時間を確保しなかったことや監督者等の対応誤りによるもの）

評定：A

令和６年度共通テストについて、特段大きな混乱もなく円滑かつ着実に実施した。

１月１日に令和６年能登半島地震が発生したが、迅速な状況把握や情報発信を行うとともに、特例措置を講じることを決定し適切に対応した。

また、追試験受験許可者数の状況を踏まえ、近隣府県にリスク管理の一環として備えていた試験場を追試験場として追加設定するなど、柔軟に対応した。

また、参加大学に対し、留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料については、全参加大学（864 大学）が閲覧し、所期の目標（資料の閲覧率：100%）を達成するとともに、実施方法について周知徹底が図られた。

＜課題と対応＞

－

補助評定：（A）

＜評価に至った理由＞

以下に示すとおり、中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。

・１月１日に発生した令和６年能登半島地震への対応として、１月３日には理事長メッセージ公表するなど、迅速な状況把握や情報発信を行った。また、被災した受験者の受験機会を確保するため、金沢大学を追試験場に追加設定するなど、柔軟に対応した。

・令和８年度共通テスト（令和７年度実施）からの電子出願システムの導入に向けて、システムの開発及び構築を進めるとともに、大学向けに説明会を開催する等、情報提供及び意見交換を行った。

・障害のある者等への受験上の配慮については、「受験上の配慮案内」の記載を充実させるとともに、電子機器の利用や個々の障害に応じた問題冊子の配付等、きめ細やかな配慮を実施した。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改

		○追試験場の設定 　令和２年度センター試験以前と同様、原則として全国を２地区に分け、地区ごとに１か所を設定することとし、東日本地区は東京外国語大学、西日本地区は京都工芸繊維大学に設定した。 　また、リスク管理の一環として、追試験受験許可者数が上記試験場の収容数を超えた場合に備え近隣府県に予備的な試験場を確保することとし、実際の受験許可者数を踏まえ東日本地区に埼玉大学と聖徳大学、西日本地区に大阪教育大学を追加で設定した。 　さらに、令和６年能登半島地震により被災した受験者が、本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、金沢大学角間キャンパスを新たに追試験場として設定した。 ○令和６年能登半島地震への対応 　令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震に関し、本試験を受験できない場合は追試験の受験申請を可能とする旨を記載した理事長メッセージを１月３日にセンターのウェブサイトに掲載した。 　また、文部科学省とも連携をとりつつ、速やかに試験実施大学に対し調査を行い、本試験が問題なく実施できることを確認し１月５日に公表した。 　このほか、令和６年能登半島地震により被災した受験者が、本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、「令和６年能登半島地震に関する令和６年度大学入学共通テストにおける特例措置の実施について」を１月９日に公表し、受験者、各関係団体、大学に通知した。特例措置で公表した主な内容は次のとおり。 　ア　追試験場の追加設定 　　金沢大学角間キャンパスを新たに追試験場として設定。 　イ　追試験場の指定 　・　石川県に本試験場を指定された者については、全ての追試験受験申請者を金沢大学角間キャンパスに指定。 　　なお、金沢大学で受験することが困難な理由がある場合、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学に変更可能。 　・　石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者については、本試験で指定した試験場の地区に基づき、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学を指定するが、被災を理由に追試験受験申		善方策＞ ・令和８年度共通テスト（令和７年度実施）からの電子出願システムの導入に向けて、関係者への情報提供等、準備を着実に進めること。 ＜その他事項＞ ―

請をしたもののうち、指定した追試験場での受験が困難な者を対象に、金沢大学に変更可能。

ウ　追試験受験申請の方法等

・　石川県に本試験場を指定された者については、申請理由を問わず追試験受験申請時に必要な罹災証明書や医師の診断書等の証明書類の提出は不要。

・　石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者で、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められるものについては、罹災証明書等の証明書類の提出は不要。

エ　その他

・　追試験受験申請期間（1 月 14 日）までに、追試験の受験申請が困難な理由がある場合、追試験受験申請期間以降速やかにセンターまで申し出るよう周知。

・　被災により、受験票を紛失した場合でも共通テストは受験できることを周知するとともにセンターのウェブサイトでも掲載。

〇東日本大震災による被災志願者への対応

検定料等の免除については、東日本大震災の復興状況に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたことなどにより、大学進学を断念しないように、検定料及び成績通知手数料について申請に基づき免除した。

令和６年度試験：申請者数 216 人、免除者 208 人、免除総額 3,881 千円

（令和５年度試験：申請者数 252 人、免除者 245 人、免除総額 4,574 千円）

〇利用者の利便性向上に向けた取組状況

受験票とともに配付する「受験上の注意」において、下記の注意点を掲載し、周知した。

・受験するに当たり特に気を付けるべき事項

・受験票を確認する際のポイント

・試験当日及び試験時間中の注意事項

このほか、受験票の送付時に、不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利益を記載したリーフレットを配付することで全受験者に周知を図るとともに、解答用紙の解答科目欄等のマーク誤りへの注意喚起を図るため、センターのウェブサイトに、解答科目欄の不適切なマーク例等を掲載した。

さらに、試験当日に交通機関の遅延・運休があった場合、急病等となった場合やその他やむを得な

い事由（事件に巻き込まれた場合や痴漢の被害にあった場合など）が生じた際の対応について、センターウェブサイトのトップページに掲載し、受験者等への周知を行った。

〇業務の効率化についての取組状況

業務の効率化の観点から、出願受付や成績通知業務を民間に委託するとともに、共通テスト実施後に、各参加大学から意見・要望を聴取し、各種マニュアル等を見直すなど、参加大学と連携して業務改善に向けた取組を行うこととしている。

試験場・試験室の割当てについては、専用のウェブサイトにより試験場・試験室の登録及び割当て結果の確認・修正を行うなど、効率的に業務を行った。また、複数の試験場を仮想的に１試験場とみなすことによるスケールメリットを活かした試験場のグループ化を実施することにより、１試験場に特定の割当パターンを集中させることが可能となり、試験の複雑化を極力回避し、効率的に試験場・試験室を活用した。

〇受益者負担の妥当性・合理性

センターは、平成 23 年度から、国からの運営費交付金が交付されない独立行政法人となっており、事業の効率化に努め、検定料収入、成績提供手数料等の自己収入を主たる財源として試験業務を行っている。

①－１　令和６年度共通テストの企画・立案

過年度試験の実施結果や各参加大学からの意見・要望などを踏まえて、改善方策を整理し、以下のような対応を行った。

ア　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけられたことから、新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除きコロナ禍以前の対策に戻すことを基本とする文部科学省の方針に基づき、コロナ禍において策定していた「新型コロナウイルス感染症対策等について」は作成せず、実施方法や各種マニュアルから関連する記載を削除又は見直しを行った（①－２参照）。

		なお、文部科学省の令和６年度大学入学者選抜実施要項を踏まえ、各大学に対し換気の確保や手洗い等の手指衛生の励行など、感染症の特徴に応じた対策を講じるよう周知した。 イ　試験時間中に電子機器類（スマートフォン）を使用した不正行為への対応 令和４年度共通テストにおいて、試験時間中に電子機器類を使用した不正行為事案が発生したことを踏まえ、各大学に対して、引き続き不正行為事例等の情報や写真照合及び試験時間中の巡視の際に確認すべきポイントをマニュアル等で提供し、監督者等に周知徹底するよう依頼した。 また、受験者に対しても、不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の不利益（受験した全ての教科・科目の成績を無効とすることなど）について、引き続き「受験案内」や「リーフレット」に記載し、周知を図るとともに、高等学校等に活用を促した。併せて、試験当日に、受験者の机上に貼る受験番号票による注意喚起も継続して行った。 ウ　試験場等の安全対策 令和４年度共通テスト当日に、東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で刺傷事件が発生したことやトンガ諸島の火山噴火による津波警報・津波注意報が発令されたことから、安全対策及び災害対策、不測の事態への対応について、文部科学省の「令和６年度大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各大学に対して、引き続き試験場等の安全対策について、各試験場の状況に応じて、所轄の警察署と連携・協力に一層取り組むよう依頼した。		
＜その他の指標＞ ・秘密保持に十分留意の上、試験の円滑な実施や試験問題の適切な管理及び輸送に関する方針を定め、参加大学に配付する実施・監督・輸送等に関わる各種マニュアルについて、参加大学の意見も踏まえ、必要な改善を行っているか。	①－２　実施要領、監督要領、輸送要領の整備 共通テストは、同一の期日に同一の試験問題によって実施する全国規模の試験であることから、毎年度、各試験場において公平かつ円滑に試験が進められるよう、統一的な基準を示す実施要領、監督要領、輸送要領を整備し、適宜見直しを行うこととしている。 令和６年度共通テストでは、各要領の見直しに当たり、令和５年度共通テスト実施後の参加大学からの意見・要望及び①－１に示した企画・立案の内容を踏まえ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、各種マニュアルを改訂した。 【主な実施方法の変更点等】 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る記載を削除又は見直し。 ・体調不良者に対するチェックリストは廃止した上で、追試験の受験許可の単位は原則として２日分又は１日分としつつも、１日目又は２日目において一つの教科・科目でも受験した場合は、体調不良を申し出た時点で終了していない試験時間帯以降の教科・科目を対象とする		

		ことを継続するため、体調不良を申し出た時刻及び場所を確認することを目的とした様式（「体調不良申出時刻等記入書」）を新たに作成。 ・正規の試験時間の確保のため、監督者に対して、秒単位まで明確に時刻を確認することを記載。 【主な輸送方法の変更点等】 ・リスニング機器に不具合等の申出があった場合の交換用の機器である「試験室予備用」を各大学へ送付する際の基準に関し、経済的な調達数量を確保する観点及び実施大学へのヒアリングの結果を踏まえ、志願者に占める割合を従前の６％から４％に変更。		
・参加大学の関係者に対して、留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料等を提供し、周知徹底を行うとともに、各参加大学において学内関係者に周知徹底を図るよう要請しているか。		①－３　大学・監督者への周知 以下のア・イのとおり大学・監督者への周知徹底を図った。 ア　説明資料の提供等 参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領、監督要領、輸送要領、成績提供要領をもとに、令和６年度共通テストの実施方法の変更点や不正行為の防止策として必要な事項を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。 スライド資料については、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。 また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう配慮した。 〔資料提供状況〕 ・資料の提供回数　９月：１回、11 月：２回、12 月：１回、１月：１回 ・対象大学数　864 大学 ・各資料を確認した大学数　864 大学（100%） （各資料の確認状況について、各参加大学にアンケート調査を実施） イ　監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底 各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。		

		・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること ・各担当の業務内容 ・前年度共通テストとの変更点 ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること ・不測の事態が発生した場合の対応方法等 ・不正行為の取扱い さらに、監督業務を理解するための補助資料として、視覚的に容易に業務を理解できるよう、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。 また、11 月に参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、英語リスニングの監督者等予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を発出した。		
	・秘密保持に十分留意した試験問題の適切な管理及び輸送を実施しているか。	①－４　試験問題等の適切な管理 以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な管理を行うとともに、試験問題等の管理上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。 ア　センターにおける管理 試験問題等を適切に管理するため、保管倉庫については、24 時間機械警備を行うとともに厳格な入退手続を徹底した。 イ　各実施大学における管理 適正な試験問題の保管・管理体制を構築するため、各参加大学に対し、輸送要領の概要説明を含めたスライド資料を提供し、試験問題等の保管・管理上の留意点、特に秘密の保持について周知徹底を図った。また、新たに試験場を設定する場合等は、当該大学に対し、試験問題等の保管・管理体制について調査票による調査を実施し、必要な助言を行った。 ①－５　試験問題等の適切な輸送 以下のア、イのとおりセンター及び各実施大学において試験問題等の適切な輸送を行うとともに、試験問題等の輸送上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡		

		体制及びマニュアルの整備等を行った。 ア　センターから各実施大学に向けた輸送 　センターは、輸送計画を立てた上で、輸送会社、警備会社を含めて入念な打合せを行い、３者の緊密な連携によって、試験問題等を適切に輸送した。 　また、警察庁等に対し、文書や直接訪問により試験実施及び試験問題等の輸送時における警備協力を要請した。 イ　各実施大学から各試験場に向けた輸送 　複数の試験場を設定する大学は、各大学で輸送計画を策定し、各試験場への試験問題等の輸送を行った。 　センターは、各参加大学に対し、解説付きのスライド資料を提供し、輸送に関する留意点、特に安全で確実な輸送体制の確保及び秘密の保持について周知徹底を図った。 　その結果、全ての大学が確実に試験問題等を輸送した。		
・受験者及び高等学校に配布する受験案内等について、高等学校関係者の意見も踏まえ、必要な改善をしているか。	②－１　「受験案内」の作成・配付 　受験者及び高等学校関係者に対しては、共通テストの出願・受験等に必要な事項をまとめた「受験案内」を実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で審議の上で作成し、配付している。 　令和６年度共通テスト「受験案内」では、新型コロナウイルス感染症対策に係る記載の削除や見直しを行うとともに、受験上の配慮を申請せずに使用できる所持品について新たに記載するなど、出願手続や受験に当たっての注意事項がより分かりやすく伝わるよう留意した。 　「受験案内」等は、令和５年９月１日から、各参加大学及び全国学校案内資料管理事務センターを通じて高等学校等及び志願者等に 736,508 部配付した。 ②－２　志願票等の取りまとめ依頼 　高等学校等に在籍する卒業見込者の円滑な出願に資するため、卒業見込者の志願票等は学校において取りまとめてセンターに提出するよう高等学校等に従前から協力を依頼している。		
・教育委員会を含む高等学校関係者に対して、出願手続、受験上の	②－３　説明動画資料の提供等 　センターのウェブサイトにて出願受付等についての説明動画資料を掲載して、教育委員会等を含む高等学校関係者に対して志願者が間違いなく出願できるよう指導を依頼するとともに、出願		

	留意点等について、インターネットを利用して解説資料の提供等を行い周知するとともに、教育委員会を通じて、各学校において関係教員や生徒に周知徹底するよう要請しているか。	書類の取りまとめ等、共通テストの実施についての協力を要請した。		
	・受験者の利便性や参加大学の立地状況を考慮しつつ、効率的に試験場等を活用しているか。	③　効率的な試験場の活用 試験場（点字試験場を除く。）については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験場を配置した結果、試験場数としては、663 試験場となった。 追試験については、令和２年度センター試験以前と同様、原則として全国を２地区に分け、地区ごとに１か所を設定することとし、東日本地区は東京外国語大学、西日本地区は京都工芸繊維大学に設定した。 また、リスク管理の一環として、追試験受験許可者数の状況を踏まえ各試験場の近隣の県にも追加で設定準備することとし、東日本地区に埼玉大学及び聖徳大学、西日本地区に大阪教育大学を追加で設定した。 さらに、令和６年能登半島地震により被災した受験者が、本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、金沢大学角間キャンパスを新たに追試験場として設定した。 なお、受験上の配慮決定者の対応のために３試験場を設定したため、追試験の試験場数としては、９試験場となった。		
	・新型コロナウイルス感染症等のリスクに応じ、必要な措置を講じているか。	④－１　新型コロナウイルス感染症への対応 ア　新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけられたことから、新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除きコロナ禍以前の対策に戻すことを基本とする文部科学省の方針に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策等」については作成しないこととした。		

ただし、実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとした。

イ　追試験場については、東日本地区に東京外国語大学、西日本地区に京都工芸繊維大学としていたが、リスク管理の一環として、追試験受験許可者数の状況を踏まえ各地区の近隣の県に追加設定準備することとし、東日本地区に埼玉大学及び聖徳大学、西日本地区に大阪教育大学を追加で設定した。

④－２　緊急対応用の試験問題

大規模な再試験及び問題漏洩等の不測の事態に備えて緊急対応用試験問題を準備した。

④－３　令和６年能登半島地震への対応

令和６年１月１日に発生した令和６年能登半島地震に関し、本試験を受験できない場合は追試験の受験申請を可能とする旨を記載した理事長メッセージを１月３日にセンターのウェブサイトに掲載した。

また、文部科学省とも連携をとりつつ、速やかに試験実施大学に対し調査を行い、本試験が問題なく実施できることを確認し１月５日に公表した。

このほか、令和６年能登半島地震により被災した受験者が、本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、「令和６年能登半島地震に関する令和６年度大学入学共通テストにおける特例措置の実施について」を１月９日に公表し、受験者、各関係団体、大学に通知した。特例措置で公表した主な内容は次のとおり。

ア　追試験場の追加設定

金沢大学角間キャンパスを新たに追試験場として設定。

イ　追試験場の指定

・　石川県に本試験場を指定された者については、全ての追試験受験申請者を金沢大学角間キャンパスに指定。

なお、金沢大学で受験することが困難な理由がある場合、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学に変更可能。

・　石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者については、本試験で指定した試験場の地区に基づき、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学を指定するが、被災を理由に追試験受験申

		請をした者のうち、指定した追試験場での受験が困難な者を対象に、金沢大学に変更可能。 ウ　追試験受験申請の方法等 ・　石川県に本試験場を指定された者については、申請理由を問わず追試験受験申請時に必要な罹災証明書や医師の診断書等の証明書類の提出は不要。 ・　石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者で、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められる者については、罹災証明書等の証明書類の提出は不要。 エ　その他 ・　追試験受験申請期間（1 月 14 日）までに、追試験の受験申請が困難な理由がある場合、追試験受験申請期間以降速やかにセンターまで申し出るよう周知。 ・　被災により、受験票を紛失した場合でも共通テストは受験できることを周知するとともにセンターのウェブサイトでも掲載。		
・電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつ、システム開発及び構築を行っているか。	⑤　電子出願等システムについて 令和８年度共通テストからの電子出願システムの導入を目指し、令和４年度に引き続き電子出願システムの開発及び構築を進めるとともに、システムの導入に必要となる調達を行った。 また、電子出願システムの導入後の成績請求に係る対応について、大学向けにオンライン説明会を開催（令和５年 12 月８日、13 日の２回）し、情報提供及び意見交換を行った。 併せて、説明会を欠席した大学等を対象とした動画配信を行い、一層の周知を図った。 このほか電子出願システムの導入に伴う大学の個別試験への影響に関し、課題や対応方法について関係団体と意見交換しつつ調整を行った。		
・障害のある者等に対し、障害等の種類・程度に応じた受験上の配慮を一人一人の申請をきめ細かに確認した上で適切に実施しているか。	⑥　障害のある者等への受験上の配慮 共通テストにおいて実施している障害のある者等への受験上の配慮については、各大学における受験上の配慮に関する先進的な取組のモデルに資するべく、受験者一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するものとし、令和６年度共通テストにおいては、以下のような取組を行った。 ・障害のある者等が受験上の配慮を申請するための「受験上の配慮案内」（以下「配慮案内」という。）について、従前の配慮案内では、希望する配慮事項について、主な事項のみ選択肢を設け、その他の事項は自由記述としていた。令和６年度共通テストでは、申請の多いその他		

		の配慮事項も一覧表に整理するとともに、申請書の様式を見直し、一覧表から選択できるようにした。これにより、受験者が希望する配慮事項についてより分かりやすい案内ができたことに加え、受験者一人一人の申請をきめ細やかに確認できるように内容を充実させることができた。 ・７月上旬の「受験上の配慮案内」の公表とともに、高等学校等関係者向けに「受験上の配慮案内」説明資料及び説明動画をセンターのウェブサイトに掲載して周知した。また、特別支援学校関係校長会に対し各特別支援学校への周知を依頼した。 ・「受験案内」、「配慮案内」の内容を視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用して確認できるよう、画像データをセンターのウェブサイトに掲載する際、テキストデータを併せて掲載した。 ・文字・チェック解答用紙の見本について、イメージを「受験上の配慮案内」に掲載することに加え、解答枠を原寸大にした見本をセンターのウェブサイトに掲載した。 ・22 ポイントの拡大文字問題冊子の文字の標準書体を、従前より要望のあった、UD（ユニバーサルデザイン）フォントのゴシック体に変更した。 ・障害のある受験者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努める観点から、以下の配慮を初めて実施した。また、パソコンやタブレット端末の利用、人による問題文等の読み上げ、受験者の症状や状態等に応じ加工した問題冊子（下線部・傍線部を強調した問題冊子、漢字にルビを振った問題冊子等）の配付等の配慮についても引き続き実施した。 【聴覚に障害がある受験者に対する配慮】 ・リスニングにおいて補聴援助システムを持参使用して音声を聴取		
・受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室を設定する大学に対して、確実に設定されるよう要請しているか。		受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室の設定については、受入れに必要な設備等の有無や受験者の利便性を考慮し、確実に試験場・試験室が設定されるよう要請した。 ・受験上の配慮が必要な者が年々増加していることに鑑み、各大学に対して受験上の配慮が必要な者の積極的な受入れについて要請した 【受験上の配慮許可者数】（詳細については、資料編 p. 9【資料８】参照） （　）内は令和５年度共通テスト		

障　害　区　分	配慮事項	令和６年度 共通テスト
視覚障害	点字解答（時間延長）、文字解答（時間延長）、その他（拡大鏡等の持参使用等）	130 人 （ 102 人）
聴覚障害	手話通訳、文書伝達、補聴器の装用等	553 人 （ 549 人）
肢体不自由	チェック解答（時間延長）、代筆解答（時間延長）、別室設定、座席指定等	313 人 （ 366 人）
病　　弱	別室設定、座席指定等	940 人 （ 933 人）
発達障害	時間延長、チェック解答、別室設定、座席指定等	507 人 （ 450 人）
そ の 他	別室設定、座席指定等	1,520 人 （ 1,649 人）
合　　計		3,963 人 （ 4,049 人）

※　重複障害の者は、程度が重い障害区分に計上。

【受験上の配慮許可者数のうち拡大文字問題冊子配付許可者数内訳】

（　）内は令和５年度共通テスト

区　分	ポイント	令和６年度共通テスト
視覚障害	22 ポイント	29 人（19 人）
	14 ポイント	46 人（32 人）
聴覚障害	22 ポイント	0 人（ 0 人）
	14 ポイント	0 人（ 1 人）
肢体不自由	22 ポイント	2 人（ 0 人）
	14 ポイント	9 人（ 10 人）
病　　弱	22 ポイント	0 人（ 0 人）
	14 ポイント	0 人（ 2 人）
発達障害	22 ポイント	16 人（13 人）
	14 ポイント	51 人（36 人）
そ の 他	22 ポイント	0 人（ 1 人）
	14 ポイント	5 人（ 2 人）

※　重複障害の者は、程度が重い障害区分に計上。

＜評価の視点＞

―

＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ 成績請求データ等作成及び取扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備しているか。 ・参加大学に対して、成績提供について説明資料等を提供し、周知徹底を行っているか。 ・情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行っているか。	⑶　共通テストの採点・成績提供 共通テストの採点・成績提供については、以下の①～③を計画的かつ着実に実施した。 ①－１　成績提供要領の整備 各参加大学が円滑に成績請求及び提供を受けられるよう、手続きの詳細を記した成績提供要領を整備した。 ①－２　成績提供要領の周知徹底 参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して成績提供要領及び説明資料等を提供し、手続きの具体的内容及び留意点等について周知徹底を図った。 ②－１　情報処理システムの適切な管理・運営 電子計算機、OMR（光学式マーク読取装置）を適切に管理・運営するため、以下のことを実施し、正確な採点及び成績提供を行った。 ア　電子計算機 ・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。 ・サーバ等の機械部・冷却部等の清掃・調整、診断プログラムによる動作確認、障害発生時の障害記録による障害箇所の調査・確認等の保守点検を実施。令和５年度においては、年間 17 日間実施。また、本試験と追・再試験の当日及び成績提供開始日からの 16 日間、保守員をセンター内に待機させ万全の保守体制をとった。 イ　OMR（Optical Mark Reader／光学式マーク読取装置） ・共通テストの実施方法等の変更に対応してプログラム等を修正。 ・各装置のマークシート搬送路等の機械部分の清掃・注油・調整、OMR の心臓部であるカメラ部分の機械的、電気的、光学的な調整等の保守点検を実施。令和５年度においては、年間 79	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 年度計画に沿って着実に実施した。 各大学が円滑かつ確実に成績請求及び提供が受けられるよう、成績提供要領を整備した。 また、参加大学に対し、成績請求及び提供について解説した説明資料を提供し、周知徹底が図られた。 なお、成績提供件数は 1,494,434 件となった。 ＜課題と対応＞ —	（３）共通テストの採点・成績提供 補助評定：（Ｂ） ＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ — ＜その他事項＞ —

日間実施。

②－２　採点

正確な採点のため、適切に管理・運営された電子計算機、OMR を使用し、全ての答案について２回ずつ読取りを行って万全を期した。

また、答案読取り及び採点処理等の下記期間中は、不測の事態に備えるため、それぞれのシステムエンジニアをセンターに常駐させた。

常駐期間　令和６年１月 15 日～18 日、１月 29 日、１月 30 日（６日間）

・答案等枚数・読取枚数

答案等枚数　　3,041,212 枚

OMR 読取枚数※　6,288,290 枚

※照合不一致、読取順の誤りに伴う再読取枚数を含む。

②－３　成績提供の実績

参加大学の大学入学者選抜に利用するため、共通テストの成績を参加大学の請求に基づき提供している。

なお、令和６年度共通テストの成績提供の実績は以下のとおりである。

ア　当年度成績提供大学数・提供件数

	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度
大学数	842 大学	851 大学	859 大学	860 大学	856 大学
提供数	1,494,419 件	1,492,094 件	1,532,316 件	1,539,331 件	1,635,871 件
（内訳）					
国立大学	322,356 件	320,163 件	322,734 件	317,052 件	327,456 件
公立大学	132,417 件	133,326 件	135,015 件	137,612 件	140,557 件
私立大学	1,035,921 件	1,034,045 件	1,069,100 件	1,078,354 件	1,160,156 件
短期大学	3,461 件	4,288 件	5,237 件	6,149 件	7,702 件
公立専門職大学	139 件	210 件	145 件	47 件	－
私立専門職大学	125 件	62 件	85 件	117 件	－

・試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、令和６年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知しているか。

＜評価の視点＞

―

イ　過年度成績提供大学数・提供件数

	令和６年度	令和５年度	令和４年度	令和３年度	令和２年度
大学数	9 大学	7 大学	14 大学	16 大学	34 大学
提供件数	15 件	7 件	34 件	26 件	201 件
（内訳）					
国立大学	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
公立大学	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
私立大学	15 件	5 件	34 件	23 件	198 件
短期大学	0 件	2 件	0 件	3 件	2 件
公立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件	－
私立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件	－

③　成績開示希望者への成績通知の実績

令和６年度共通テストの成績の開示を希望する受験者に、成績を通知した。

・成績通知書送付数　402,255 人　（前年度　418,884 人）

・成績通知書送付率　81.8%　（前年度　81.7%）

（全志願者に対する通知書送付数の割合）

	＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・新学習指導要領に対応した試験を適切に実施するため、令和７年度共通テストの出題方法や問題作成方針等を策定・公表したか。 ・令和４年度までの検討結果を十分に踏まえつつ、令和７年度以降の共通テストの試験実施方法の検討、試験問題の作成及び情報処理システムの整備を計画	⑷　高等学校学習指導要領等への対応 新学習指導要領に対応した令和７年度共通テストについて、以下①～⑤の取組を行った。 ①―１　出題教科・科目の出題方法等の公表 出題教科・科目の出題方法等について、令和４年度に公表した「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等の予告」を踏まえ検討し、令和５年６月２日に文部科学省から通知された「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（以下「令和７年度実施大綱」という。）に基づき、令和５年６月９日に旧教育課程履修者等に対する経過措置を含む「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等」を公表した。 ①―２　問題作成方針の公表 問題作成方針について、令和４年度に公表した「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針に関する検討の方向性について」を踏まえ検討し、令和７年度実施大綱に基づき、令和５年６月９日に「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」を公表した。 ①―３　得点調整の実施条件・方法の公表 得点調整の実施条件・方法について、令和４年度に公表した「『大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言』（得点調整検討部会審議のまとめ）」及び、その提言に対し募集した意見等を踏まえ検討し、令和５年６月９日に「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの得点調整の実施条件・方法について」を公表した。 ②　実施方法の検討 試験時間割、問題冊子・解答用紙の注意事項、採点処理方法等について、受験者が試験当日に戸惑うことなく十分能力を発揮できるようにする観点を含め、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。 このほか、新たに教科「情報」が追加されること、「地理歴史、公民」「理科」において出題範囲の選択欄が追加されること等を受け、解答科目欄及び出題範囲欄を正しくマークしていない場合の対応方法について、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 令和７年度大学入学共通テストに関し、出題教科・科目の出題方法等や問題作成方針等を公表するとともに、これらについて音声付動画で解説した資料をウェブサイトに掲載するなど、着実に周知を行った。 また、実施方法の検討や情報システムの整備、試験問題の作成等、試験実施に向けて必要な取組を進めた。 ＜課題と対応＞ ―	（４）高等学校学習指導要領等への対応 補助評定：（Ｂ） ＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「Ｂ」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・新教育課程に対応した令和７年度共通テスト（令和６年度実施）が円滑に実施できるよう、受験者等の関係者に対し、丁寧な情報発信を引き続き行うこと 。 ＜その他事項＞ ―

	的に実施したか。 ・令和７年度以降の共通テストの円滑な実施のために、参加大学や高等学校における検討や準備に資する情報については、積極的に公表したか。 ＜評価の視点＞ ―	③　試験問題の作成 「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」に基づき、新教育課程に対応した試験問題及び経過措置としての旧教育課程による試験問題について、これまでの試験実施結果も踏まえつつ試験問題の作成を開始した。 ④　情報処理システムの整備 新旧教育課程に対応した令和７年度共通テストの実施に当たり必要なシステムの改修作業が膨大で多岐にわたることが見込まれ、令和６年度だけで改修作業を完了することが困難であることから、令和５年度中に対応することが可能な設計・開発作業を行った。 具体的には、大学の成績処理システムにも大きく影響する科目等コードをはじめとした成績提供データに関する改修内容を設計し、８月末に参加大学に周知した。 ⑤　参加大学や高等学校等への周知 参加大学や高等学校等における令和７年度共通テストに向けた準備に資するよう、変更がある教科・科目における問題冊子の形態や解答用紙の様式等について公表した。 このほか、主に高等学校関係者向けに、出題教科・科目の出題方法等、問題冊子・解答用紙、得点調整について音声付動画で解説した資料をウェブサイトに掲載し周知するとともに質問を受け付け、その回答についても掲載し、周知した。 また、参加大学に対し、成績請求データ及び提供データの変更点や、旧教育課程履修者等に対する経過措置実施に伴う特有の試験室の割当て方法等を周知し、これらの解説資料を出題教科・科目の出題方法等の解説資料と併せて、特設ページにおいて提供し、周知した。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　新教育課程に対応した令和７年度共通テスト（令和６年度実施）が円滑に実施できるよう、引き続き着実に準備を進めること。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉		

		（公表・周知等） ・　「令和７年度実施大綱」（文部科学省）に基づき、令和５年６月９日に「出題教科・科目の出題方法等」及び「問題作成方針」を公表した。 ・　上記公表と併せ、令和７年度共通テストにおける問題冊子の形態や解答用紙の様式等及び得点調整の実施条件・方法の変更点について、センターのウェブサイトに掲載し周知した。 ・　令和７年度共通テストについて、音声付動画で解説した資料を令和５年７月にウェブサイトに掲載するとともに、質問を受け付け、その回答についても 10 月に掲載し周知した。 （利用大学への周知・説明等） ・　成績請求データ及び提供データの変更点や、試験室の割当て方法等を令和５年８月に周知し、これらの解説資料を出題教科・科目の出題方法等の解説資料と併せて、令和５年 10 月に特設ページにおいて提供した。 （検討状況等） ・　令和６年６月に予定している「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」の公表に向けて、時間割等の具体的な実施方法について、引き続き検討を進めた。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―２	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究		
業務に関連する政策・施策	政策目標４ 個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１ 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（共通テストや個別の大学入学者選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方などの中期的な課題だけではなく、CBT を始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため） 困難度：「高」（特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果	各年度 80%	80%	100%※1	100%※1	100%※1		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算額（千円）	522,982	466,165	375,946		

	が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を 80%以上の研究課題で得る。														
										決算額（千円）	339,010	336,345	324,050		
										経常費用（千円）	486,864	487,983	425,206		
										経常利益（千円）※2	△345,558	△367,388	△323,928		
										行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
										行政コスト（千円）	552,786	488,062	425,206		
										従事人員数	27	24	21		

※1　指標等のうち、「外部評価の結果、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けた研究課題の割合」を示している。

※2　経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	A
＜主な定量的指標＞ 外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した令和５年度の目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が80%以上とする。	＜主要な業務実績＞ ２　大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 　大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究として、以下の⑴～⑸を計画的かつ着実に実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を年度計画や研究開発戦略（令和３年３月策定）に基づき着実に実施している。 外部評価委員会における評価の結果、全て（100%）の研究課題について、研究成果が入学者選抜の改善に活用できるとの評価を受け、所期の目標（80%以上）達成した。 引き続き、研究成果が入学者選抜の改善に活用できるよう、計画的かつ着実に実施していく。 ＜課題と対応＞ －	＜評定に至った理由＞ 中期目標において困難度を高く設定した目標について、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ・科学研究費補助金について、令和５年度は新規に５件申請し３件採択されるなど、競争的資金を積極的に活用している。 ・調査研究に関する外部評価において、全ての研究課題が、研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受けている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ・研究成果については、過去のものも含めて活用状況をフォローアップするとともに、引き続き社会に対し積極的に発信を行うことが期待される。 ・各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の育成が求められていることを踏まえ、人材育成に関するこれまでの調	

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>査研究コンテンツへのアクセスを向上する等、さらなる充実に努めることが期待される 。

＜その他事項＞
―</td>
</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>＜その他の指標＞
・理事長のリーダーシップの下で策定した研究計画に基づき、調査研究に取り組んでいるか。

・研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用しているか。</td>
<td>⑴　調査研究の在り方及び評価・公表について、以下の①～⑧を計画的かつ着実に実施した。
①　共通テスト及び大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、令和３年３月に策定した「独立行政法人大学入試センター研究開発戦略」に基づき、実施した。

②　中期計画・年度計画を達成するための調査研究等は主に理事長裁量経費により実施しており、「Computer Based Testing の技術標準に準拠した出題モジュールの開発」など 10 件 14,743 千円（対前年比 2,564 千円減）の調査研究費を配分した。（資料編 p.10【資料９】参照）

③　科学研究費補助金を以下のとおり積極的に活用した。
（資料編 p.11【資料 10】参照）
<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>元年度</td><td>２年度</td><td>３年度</td><td>４年度</td><td>５年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">研究課題件数</td><td>新規</td><td>３件</td><td>６件</td><td>５件</td><td>２件</td><td>３件</td></tr>
<tr><td>継続</td><td>７件</td><td>６件</td><td>９件</td><td>13 件</td><td>14 件</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>10 件</td><td>12 件</td><td>14 件</td><td>15 件</td><td>17 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規申請件数</td><td>９件</td><td>11 件</td><td>７件</td><td>３件</td><td>５件</td></tr>
<tr><td colspan="2">採択件数</td><td>３件</td><td>６件</td><td>５件</td><td>２件</td><td>３件</td></tr>
<tr><td colspan="2">採択率</td><td>33.3%</td><td>54.5%</td><td>71.4%</td><td>66.7%</td><td>60.0%</td></tr>
</table>
※４年度の継続件数には、前任機関での採択１件を含む。</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

	・外部評価委員会における評価の結果、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が 80%以上となっているか。また、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行っているか。	④　調査研究に関する外部評価を以下のとおり実施した。 理事長裁量経費により令和５年度に実施した調査研究及び令和６年度に実施する調査研究を対象に、高等教育やテスト理論等を専門とする外部有識者による調査研究の外部評価を令和６年２月、３月に実施した。調査研究等の目的が達成されたか、優れた成果が得られたか、研究目標が達成され、大学入学者選抜の改善に活用できるか等の観点から評価を行い、全ての調査研究について、入学者選抜の改善に活用できるとの評価を受けた。 なお、外部有識者による研究課題ごとの改善に向けた助言を、今後の調査研究に活かしていくこととしている。 ⑤　入試研究に関する論文等を冊子「大学入試研究ジャーナル」として取りまとめて発行したほか、調査研究の成果を各大学・高等学校及び研究者が利用しやすいようセンターのウェブサイトにおいて公表した。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　研究成果については、過去のものも含めて活用状況をフォローアップするとともに、社会に対し積極的に発信を行うことが期待される。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉 ・　センターの研究活動について広く社会に理解いただけるよう、ウェブサイトに研究成果を紹介するページを令和６年３月に新設し、当ページの最初のコンテンツとして、センターが調査研究で開発した CBT のプログラム（PCI モジュール）が大学の入学者選抜で活用されていることを説明する記事を掲載した。 ・　第５期中期目標・中期計画期間の中間年であることから、調査研究の進捗状況をウェブサイトにおいて公開した。 ・　なお、研究者向けの発信としてアーカイブサイトにおいて研究成果を掲載している。また、一部の教員が登録しているグーグル・スカラーでは過去のものも含めて 539 本の論文が掲載され、引用数は 1,598 件（令和６年４月時点）と表示されている。		

・研究成果については、各大学や高等学校の利用を企図したホームページ等における積極的な公表や、国内外の学会や学会誌等での発表を行っているか。加えて、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料の提供を行うとともに、センターが主体となり各大学と連携した入学者選抜に関する研究協議を実施しつつ、活用状況の把握に努めているか。

さらに、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組んでいるか。

⑥　国内外の学会や学会誌等で、以下のとおり研究成果を発表した。

単位：件（ ）内は前年度

学　会	
国際学会・国際会議	8(3)
国内学会	18(26)
研究開発部ｾﾐﾅｰ	14(16)
外部ｾﾐﾅｰ・研究会など	6(6)
解説・その他	9(8)

学会誌等	
欧文誌	6(8)
和文誌	7(15)
ﾘｻｰﾁﾉｰﾄ	3(2)
報告書	23(50)
著書・学位論文	19(11)

欧文誌　　：PRICAI2023

和文誌　　：大学入試研究ジャーナル、日本テスト学会誌

リサーチノート　：大学入試センター研究開発部リサーチノート

報告書　　：大学入試センター試験モニター調査研究報告書、科学研究費補助金研究成果報告書、研究報告書など

研究成果への評価：学会等からの受賞（資料編 p.12【資料 11】参照）

⑦　国が行う入学者選抜方法の改善の企画立案に資するよう、センターが作成した入試研究に

		関する資料を文部科学省に随時提供しているほか、令和５年度は「研究開発部活動報告」の刊行物を提供するとともに、「大学入試研究の動向」及び「大学入試研究ジャーナル」をウェブサイトに掲載したことを案内した。 ⑧　令和５年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第 18 回）を、センターと北海道大学の共催によりオンライン形式で開催した。（資料編 p.13【資料 12】参照） 　なお、参加者を対象とした実施後のアンケートでは、プログラムの内容や進行、大会運営方法等、全ての項目において、高評価を得た。 ⑵　プロジェクト型研究の推進 プロジェクト型研究の推進について、以下の①～③を計画的かつ着実に実施した。 ①　大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究 　入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討として、令和５年度は、第一に、全国高等学校等アンケート調査（令和４年度末から５年度にかけて実施）及び全国私立大学アンケート調査を行い、入学定員管理厳格化の全国的な影響を量的に把握した。調査結果から、高等学校への影響は大都市圏でも関東、関西で異なること、また地方にも一定の影響があったこと等が示唆された。大学への影響は規模別に異なり、大規模大学ほど対応に追われた状況が示唆された。第二に、全国各地区の高等学校教員 13 名を対象として５回の集団インタビューを実施した。地域性や進路状況、保護者の経済状況等によって影響のあり方が複雑に異なる様相が示唆された。（研究期間：令和３年度～令和５年度）		
	・大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行っているか。 ・調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を	②　調査研究成果の事業への実装を企図した事業部門との有機的な連携の一環として、試験問題の解答プロセスや解答パターン等の検討に基づく妥当性研究の予備的検討(２－⑶－①参照)において、大学１年生に過去の共通テストの試験問題を解答させ、その直後に試験問題への取組状況を尋ねるアンケート調査の質問項目を試験問題作成部署と検討する等、連携を図りながら決定した。		

	行っているか。 ・大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するため、大学入試研究に必要な研究資源を収集し、連携・交流する研究者に利用しやすいよう整理・分析を行っているか。 ・次の①～④に掲げる研究課題を中心に、共通テストの改善方策等に関して計画的に調査研究を行っているか。 ①　良質の試験問題の作成に資する調査研究 ②　共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究	③　大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するための研究資源の収集の一環として、ニーズが高いセンター発出文書や研究報告書等を PDF 化し検索できるアーカイブサイトの情報の追加を行った。（研究期間：令和３年度～令和５年度） ⑶　共通テストに関する調査研究 共通テストに関する調査研究として、以下の①～④を計画的かつ着実に実施した。 ①　良質の試験問題の作成に資する調査研究 試験問題の解答プロセスや解答パターン等の検討に基づく妥当性研究の予備的検討を行うことを目的として、令和４年度に実施した実験の実施結果や収集した解答データをもとに実験方法に関する知見を得たほか、問題形式と解答過程の関係を検証するための利用可能な指標を抽出した。また、問題形式（属性等）について、科目「理科」の問題形式の種類の割合や年度変化等をまとめた。（研究期間：令和３年度～令和５年度） ②　共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究 令和７年度共通テストより、得点調整の実施条件が平均点差だけでなく、段階表示におけるスタナイン区分点差にも基づくようになるため、具体的な調整のアルゴリズムについて統計理論に基づいた検討を行い、得点調整のプログラムを開発し、過去データを用いたシミュレーションによる検証を行った上で、共通テストの情報処理システムに移管した。また、移管後にお		

		いても令和６年度共通テストのデータによる検算作業を行い、正しくプログラムが稼働することを確認した。（研究期間：令和５年度） ③　本試験と追試験の比較に関する調査研究 令和６年度共通テストにおける本試験と追試験の間の難易差及び類似性を比較するために、大学１年生を調査参加者として本試験と追試験の両方の問題を解答させた。有効な 257 名のデータを分析した結果、調査対象科目（計 18 科目）について、令和６年度共通テストの本試験と追試験はおおむね同等であることが確認できた。この比較結果は「問題作成部会」に提供され、難易度比較などのための検討資料として利用された。（研究期間：令和５年度） ④　その他共通テストの改善に関する調査研究 ・　共通テストの妥当性検証のための、大学入学後の学修状況と共通試験との関連に関する追跡調査のフィージビリティ・スタディ 追跡調査の先行研究に関する調査を行い、今後の研究に資する知見を得た。また、名古屋工業大学が保有する入試成績データと学内成績データについて、センターと大学との間で利用許諾の覚書を締結し、両データに基づく追跡調査研究を開始した。（研究期間：令和５年度） ⑷　大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究として、以下の①～⑥を計画的かつ着実に実施した。 ①　Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究 ア　Computer Based Testing の技術標準に準拠した出題モジュールの開発		
	③　本試験と追試験の比較に関する調査研究 ④　その他共通テストの改善に関する調査研究 ・教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次の①～⑤に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行っているか。 ①　CBT などの新技			

	術を活用した入学者選抜に関する調査研究	センターでは、「短冊型コードを用いたプログラミング問題」と「クロス集計や散布図を用いたデータ活用問題」の出題モジュールを開発し、オープンソースとして公開している。これらの出題モジュールは、受験者が試行錯誤を経てプログラムを作成したり、多角的にデータを分析したりできる。令和５年度には、受験者が答えを導くまでの解答プロセスを得るため、操作ログを蓄積できるように出題モジュールを改修し、情報関係基礎の試験問題を用いて大学１年生 84 人を被験者とした CBT 試験を実施した。当該試験結果の分析を踏まえ、解答プロセスを用いた学力測定の方法を明らかにした。本出題モジュールは、電気通信大学の令和７年度大学入学者選抜（学校推薦型選抜、総合型選抜）で導入予定である。さらに、本調査研究では、CBT システム間の互換性・相互運用性の向上を目的とした標準規格である QTI3.0 に関して知見を得た。 本調査研究は、外部評価において大学の入学者選抜への活用が予定され、十分な成果が出ていると高い評価を得た。（研究期間：令和４年度～令和５年度） イ　英語リスニング CBT 問題の作成に関する測定論的研究 英語リスニング試験で動画と音声を利用した CBT 問題において、動画を用いることが信頼性・妥当性の観点からメリットになる状況を整理した。話者が２名までの場合や、英語で話される話題が単純であった場合は、動画を用いるメリットが高くないことに対し、話者が３名以上の場合や複雑な話題を取り上げる場合には、動画を用いて適切な視覚情報を提供することで、英語音声のみを聴く認知負荷が低減される可能性が示唆された。（研究期間：令和４年度～令和５年度） ウ　モバイル端末管理の機能を活用した CBT 環境の簡易設定に関する研究 遠隔で多数台の端末に同一の設定を配布できるモバイル端末管理の機能を活用して、大学が受験者端末を保有する CBT での簡易設定の方法を明らかにした。CBT システムへの接続先情報の事前指定や解答時に受験者に利用を禁じたい機能の強制など、個々の受験者端末の設定値を試験実施者側から簡単に変更する方法をマニュアル化した。また、大学の試験室での運用を想定した実験調査も実施し、本研究の簡易設定方法が小規模の入学者選抜で安定的に利用可能であるとの見通しが得られた。 本調査研究は、外部評価において今後の大学入学者選抜の改革に十分寄与しうると高い		

		評価を得た。（研究期間：令和４年度～令和５年度） エ　CBT の活用に向けた大学等機関との連携 CBT の活用を更に推進するため、CBT 活用のメリットやこれまでの研究成果を発信するシンポジウム「CBT の世界へようこそ　CBT システム TAO と試験環境づくりのいろは」を令和５年 11 月 12 日に開催するとともに、各大学の入学者選抜での CBT の活用を更に促進するための連携協力に向けた体制を構築するため、既に CBT を実施している大学等に対してヒアリングを行い、協定の締結に向けた検討を進めた。		
②　障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究	②　障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究 CBT 分野の研究開発の要請と共通テストの開始を踏まえ、読み書きに困難を抱えるような障害のある者等（主に視覚障害者と発達障害者）の更なる受験環境向上のために調査研究を進め、以下のような実践的な成果を得た。（研究期間：令和３年度～令和７年度） ア　読み書きに困難を抱えるような障害のある者等の受験に利用できる適応型テストシステムの要件調査：タブレットデバイス上で試験問題を画面表示・音声読み上げする既開発のアプリを拡張した本格的な CBT の実現及び点字受験者のための CBT システムの新規開発を念頭に、CBT プラットフォームの選定とアイテムバンクの整備を行った。 イ　大学入学共通テスト特別問題の検証：共通テストの特別問題について、先立つセンター試験と比較しつつ、代替問題の使用頻度や改変の程度について調査した。 ウ　シンポジウムの開催：令和６年３月 26 日にシンポジウム「今ここにある CBT と障害のある児童生徒への配慮」をオンラインで開催し、当該分野における研究の周知と意見聴取を行った。併せて、前年度に開催したシンポジウム「これからの CBT 活用と障害のある児童生徒へのテスト配慮」の内容を報告書の形で編纂し周知した。		
③　アドミッションスタッフの育成支援	③　アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究 障害者配慮の実施方法や実践のポイントについて学習できる「現実の実践から学ぶ障害のある受験生への合理的配慮の実施」と題したアドミッションリーダー研修を令和５年６月 15 日、		

	等に関する調査研究	16 日に対面及びオンラインにて実施した。対面では 33 名が参加し、グループに分かれての議論や討論等を行った。グループワークは、グループ内における大学設置形態、所属、経験年数の多様性を確保し、議論や意見交換を円滑に進めることができた。オンラインでは合理的配慮等に関する講演を配信し、358 名が参加した。また、研修後のアンケートにおいて、対面では回答者 27 人中 25 人（92.6%）から、オンラインでは回答者 215 人中 198 人（92.1%）から、「総合的に満足できた」と回答があった。		
	④　大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究	④　大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究 令和３年度の実態調査や令和４年度の「基礎学力把握のための簡易な検査」の特徴分類等の分析に基づいて、個別大学の入試における基礎的学力の評価に関する課題を、問題の作成・点検の負担、共通テストの日程的な制約、共通テストの難易度、という三つの観点に整理した。共通テスト参加大学を対象に、それらに対応する支援案に関する需要調査を令和５年 12 月から令和６年１月に実施し、約７割の大学（538 大学）から有効回答を得た。速報的な分析からは、問題作成の手引きに相当する文書をすべての試験で有する大学が約４割ある一方、全く無い大学と状況不明の大学は合わせて約３割であることや、手引きがなくても過去問を参考にして問題作成できると考える傾向が、現状で手引きに相当する文書を有していない大学や小規模大学の回答者に強くみられることが示された。（研究期間：令和３年度～令和５年度）		
	⑤　教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究	⑤　教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究 入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討（２－⑵－①参照）を行った。 ⑥　その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜において電子機器類、特に情報通信機器を悪用した不正行為に対する海外事例及び未然防止策の検討や試験時間前・試験時間中の発見・抑止方法等について調査を行う文部科学省からの委託事業「大学入学者選抜改革推進委託事業（不正行為防止対策に関する調査・分析）」を実施した。調査結果について、海外事例調査は中国及び韓国の不正行為対策の実情をまとめ、電波技術に関する調査は既存技術の状況の整理を行い、入学者選抜に活用することへの可能性や限界についてまとめ、報告書を作成した。		

	・教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を行っているか。 ＜評価の視点＞ ―	⑸　試験情報の活用の促進 共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究として、以下の①を実施した。 ①　研究開発部と試験企画課で連携し、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善を促す一環として、令和５年度共通テストにおける設問別得点率・正答率及び科目別成績分布をウェブサイトにて公表した。 共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究を支えるための情報基盤の整備として、以下の②及び③を実施した。 ②　試験問題を作成・評価する関係部署が試験問題の分析・評価に活用できるように、令和５年度共通テスト（本試験・追試験）の統計量（平均、分散、５分位点などデータの特徴を要約した数値）及び各種マスタ（志願者ごとの成績や属性情報をまとめた原本データ、またマークシート読取結果の原本データ）を整理し、リレーショナルデータベースに収納することにより提供した。（研究期間：令和３年度～令和５年度） ③　固定長ファイル（各項目の位置が固定され桁数で決まっており、各項目を区切る文字等がない形式）である試験情報データについて、分析に利用する項目（試験問題の解答結果等）の位置を示す項目パラメータファイルを整備した。 この項目パラメータファイルを用いて試験データを分析し、問題作成分科会に分析結果を報告し、共通テストの試験問題の分析・評価に寄与した。（研究期間：令和３年度～令和５年度）		

４．その他参考情報
予算と決算に 10%以上の乖離がある場合はその理由を記載。（「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書」（令和元年７月）p66 参照） ・予算額と決算額の差額については、セグメント毎に費用を適切に振り分けるため、各事業に従事する職員数の比率に応じて人件費を按分し、予算振替を行ったことにより生じたもの。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅰ―３	大学情報の提供等		
業務に関連する政策・施策	政策目標４　個性が輝く高等教育の振興 施策目標４－１　大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学入試センター法第 13 条
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
アクセス件数の具体的な数値目標は、第４期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和２年度を除	127,049	127,049	211,814	176,342	148,872		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算額（千円）	27,800	21,556	17,281		

	く。）の平均値（127,049 件）以上とする。													
									決算額（千円）	16,801	16,233	16,488		
									経常費用（千円）	15,716	16,202	16,758		
									経常利益（千円）	△15,710	△16,198	△16,754		
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—		
									行政コスト（千円）	15,717	16,203	16,758		
									従事人員数	1	1	1		

※　経常利益について、当法人は主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しておりますが、検定料収入等は試験事業に計上しています。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 大学情報の提供に係るページへのアクセス件数を第４期中期目標期間における設定値及び各年度実績の数値（令和２年度を除く。）の平均値以上とする。 ＜その他の指標＞ 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供しているか。 ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ ３　大学情報の提供等 大学情報の提供等の事業として、以下の⑴・⑵を計画的かつ着実に実施した。 ⑴　共通テストに参加する各大学の協力により、参加大学の学部・学科名、アドミッション・ポリシー、募集人員等や入学者選抜で利用する共通テストの教科・科目、配点など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志願者等に対し、センターのウェブサイトにより提供した。 また、大学で提供している卒業後の進路、取得できる免許・資格、教員一覧等の情報については、当該情報へのリンクを貼ることにより、大学入学志願者等の利便性を保ちつつ大学側の業務の負担軽減を図っている。さらに、志願者等の利便性が向上するよう、「大学ポートレート」に掲載されている個別の大学情報へのリンクも提供している。 ⑵　共通テスト参加大学情報へのアクセス件数は、情報提供開始日（令和５年８月 29 日）以降で 148,872 件（１か月平均：約 21,300 件）となり、中期計画における数値目標（127,049 件）を上回った。（資料編 p.14【資料 13】参照）	＜評定と根拠＞ 評定：B 大学情報の提供等については、年度計画に沿って着実に実施した。 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの利用教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志望者等に対し、インターネットにより提供した。 アクセス件数は、数値目標である、「第４期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和２年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上」に対し、148,872 件となった。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ― ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―１	組織体制		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ ・長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図っているか。 ・事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力しているか。	＜主要な業務実績＞ センターは、業務を円滑に行うため、役員の他、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、事務組織及び研究組織を置いている。（本編 p.３「11.機構図」参照） ⑴－１　事務組織等の見直し 事業の継続性に十分留意するとともに、新たな事業を着実に実施するため、職員の能力・経歴等を十分勘案して人員を適正配置した。 また、令和５年４月に、令和７年度共通テストの実施に向け、試験企画課において企画・立案に携わっていた職員を試験実施を担当する事業第一課、作題を担当する事業第二課に異動させ、体制を強化した。 ⑴－２　大学等との連携協力 事務職員等（課長補佐以下の異動数等）については、以下の表のとおり大学等との人事交流を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 事業の継続性に十分留意しつつ、事業を着実に実施するため、事務組織の体制整備を行った。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

【採用】

	採用（人事交流による採用者を除く。）	他機関からの異動（人事交流による採用者を含む。）					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	施設等機関・大学共同利用機関法人・独立行政法人	地方公共団体	小計	
令和元年度	2	1	8	0	5	14	16
令和２年度	4	0	2	0	2	4	8
令和３年度	5	0	2	0	4	6	11
令和４年度	4	0	6	0	4	9	13
令和５年度	2	1	3	0	3	7	9

【離職】

	離職（人事交流のための離職者を除く。）	他機関への異動（人事交流のための離職者を含む。）					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	施設等機関・大学共同利用機関法人・独立行政法人	地方公共団体	小計	
令和元年度	0	1	7	1	4	13	13
令和２年度	2	2	4	0	5	11	13
令和３年度	1	1	4	0	5	10	11
令和４年度	5	0	5	0	3	8	13
令和５年度	2	0	3	0	5	8	10

⑴－３　各種委員会

「12.委員会等組織図（p.４）」のとおり、各種委員会を置いている。

＜評価の視点＞

―

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―２	業務運営		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に令和２年度実績額の１％以上を削減する。	年度計画値	―	―	―	―	―	―	―	
		対令和２年度増減		―	△22,023 千円	△24,600 千円	△35,498 千円			
		対令和２年度効率化	△1.0%	―	△0.29%	△0.33%	△0.47%			

※　固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当

変動費＝受験者の増減により変動する経費

特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ 調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費を、中期目標期間中に令和２年度実績額の１％以上を削減することを念頭に、これまでと同様に効率的な執行を行いつつ削減可能な経費について検討を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ⑴－１　効率化の状況（資料編 p.18【資料 16】参照） ①　中期目標期間終了時に固定的な経費を令和２年度実績の１％以上を削減することを念頭に既存業務の合理化・効率化を推進するとともに、年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行っている。また、財務経営委員会において、今後数年間のセンターにおける収支イメージに基づき、今後の対応について検討を行っている。 ②　固定的経費の削減 ・試験問題冊子等の調達数量の見直しによる試験実施に係る経費の減少 【固定的な経費の削減状況】　（単位：千円） 区　分 ／ 令和２年度（基準額） ／ 令和５年度 一般管理費・事業費（A） 13,076,414 11,174,217 うち変動費（B） 3,853,614 3,431,530 うち特殊業務経費（C） 1,617,190 202,224 うち退職手当（D） 51,726 22,076 固定的な経費 (A)-(B)-(C)-(D) 7,553,884 7,518,386 対令和２年度 増減額 － ▲35,498 対令和２年度 効率化 － ▲0.47% ⑴－２　適正な契約等 契約状況について、外部有識者を含む契約監視委員会等での点検・見直しを行い、真に競争性が確保されているか、随意契約が妥当であるか等の観点から随意契約の見直し計画の進捗状況の検証等を行った。また、複数年契約の積極的な導入や同種の契約を取りまとめるなどの合理化・効率化を図った。 （資料編 p.18～25【資料 17】～【資料 19】参照） 令和５年度も見直し計画に基づいて取組を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 業務の合理化、効率化に努め、運営費交付金に頼らない運営を行うことができた。 また、固定的な経費は、中期目標期間中に令和２年度を基準として、1.0%以上の固定経費の削減に資するため、試験問題冊子等の調達数量の見直しを行い、令和２年度に対し 35,498 千円（0.47%）削減した。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ ・予算の策定及び執行に係るプロセスについては、継続的に見直しを行うことが期待される。 ・固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。 ＜その他事項＞ ―	

随意契約等見直し計画の実績

	①平成20年度実績		②見直し計画（平成22年４月公表）		③令和５年度実績		②と③の比較増減（見直し計画の進捗状況）	
	件数	金　額（千円）	件数	金　額（千円）	件数	金　額（千円）	件数	金　額（千円）
競争性のある契約	41	2,653,479	44	2,671,330	32	2,963,019	△12	291,689
競争入札	35	521,906	38	539,757	29	1,124,908	△9	585,151
企画競争、公募等	6	2,131,574	6	2,131,574	3	1,838,111	△3	△293,463
競争性のない随意契約	19	2,435,034	16	2,417,183	9	2,223,313	△7	△193,870
合　　計	60	5,088,513	60	5,088,513	41	5,186,332	△19	97,819

（注）少額随意契約限度額を超える契約を記載している。

随意契約等見直し計画は、平成20年度に締結した契約を基に策定し、各年度に締結した契約件数及び金額についてフォローアップしている。

随意契約については、一般競争入札等への移行を実施するなどの改善を図ったことにより、令和５年度においては、見直し計画どおり達成した。なお、共通テストを実施するために必要な秘密の保持等やむをえない理由による随意契約については、契約監視委員会で点検・見直しを行い、審議の結果了承された。

①　契約監視委員会の審議状況

監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を２回（令和５年６月開催（第１回）、令和５年11月開催（第２回））開催し、令和４年度及び令和５年度上半期の契約状況の点検・見直しを行い、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募となった契約の点検対象となる契約の改善点等について審議し了承された。なお、令和５年度下半期の契約状況の点検見直しについては令和６年６月に審議を行い、上半期同様了承された。

②　再委託の有無と適切性

センターの契約において再委託は、国と同様、契約書においてセンターの承認を受けることが規定されており、再委託を行う場合には、当該規定に基づきセンター内で承認手続きを行ってきたところであり、適切性は確保されている。

③　一者応札・応募の状況（資料編 p. 26～27【資料 20】参照）

			②　平成 20 年度実績		①　令和５年度実績		①と②の比較増減	
			件数	金　額（千円）	件数	金　額（千円）	件数	金　額（千円）
競争性のある契約			41	2,653,479	32	2,963,019	△9	309,540
うち、一者応札・応募となった契約								
	一般競争契約	最低価格落札方式	14	351,747	8	335,464	△6	△16,283
		総合評価落札方式	－	－	－	－	－	－
	指名競争契約		－	－	－	－	－	－
	企画競争		－	－	－	－	－	－
	公募		1	1,659	1	2,759	0	1,100
	不落随意契約		－	－	3	347,063	3	347,063
合　　計			15	353,406	12	685,286	△3	331,880

【原因、改善方策】

令和５年度においては、平成 20 年度に比べて一者応札・応募の件数が３件減った。一般競争入札の実施に当たっては、可能な限り競争参加者が多数参加できるよう、十分な公告期間や適切な応札条件の設定等に努めているが、結果として一者応札となった契約については、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から聴き取りを行い、その理由を分析し、次回以降の公告期間や応札条件等を改善するなど、引き続き不断の見直しを行う。

④　一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性

契約監視委員会において、一般競争入札等における一者応札・応募となっている案件の仕様書の内容及び具体的な条件の設定について、真に競争性が確保されているかとの観点から、点検・見直しを行った。その結果、応札条件に必要以上の制限はなく、適切性は確保されていた。

⑤　関連法人の有無

センターの特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。

⑥　調達等合理化計画の自己評価

ア　一者応札改善のための重点的な取組の結果

・公告期間等の見直し

前回の契約において一者応札となった契約については、公告期間を見直すなど、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。

・業者への聴き取り

一者応札となった契約については、その理由の把握のため、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から理由の聴き取りを行った。それらの分析を行い次回以降の契約の改善に努めている。（業者への聴き取りの件数： 24 件）

イ　不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

・会計内部監査の実施

予算執行及び会計処理の適正化を目的とし、２月 26 日（月）～３月１日（金）に５日間かけて内部監査を実施した。（会計内部監査の実施回数：1 回）

・調達手続きに係るマニュアルの周知・共有

調達に関する不祥事の発生を防止するため、調達に係る事務手続き等のマニュアルを改訂の上、周知・共有し、教職員の意識の徹底に努めた。

【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】

〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉

・　固定的経費が硬直化しないよう、既存の契約方法の見直し等による固定経費の削減に一層取り組むこと。

〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉

・　契約内容の精査はもとより、契約監視委員会での審議、要求条件や資格などの必要性の見直しなど、より競争性を確保するための取組を継続しており、情報システム運用支援や IT 推進支援業務等で固定経費の削減に努めた。

・　令和６年度共通テストの試験問題冊子、解答用紙及び英語リスニング機器の調達数量について、経済的な調達が図られるよう見直しを行った（削減効果：年間約 5,700 万円。下記⑵－２参

		照)。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　予算の策定及び執行に係るプロセスについては、継続的に見直しを行うことが期待される。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉 ・　今後のセンターの中長期的な収支見込み及び各種事業や新たに策定した施設整備等の中長期的な事業計画を考慮の上、事業の緊急性、重要性等のほか、執行の状況も踏まえ、予算の策定及び執行が適切に行われるよう、財務経営委員会等において検討を行った。 ・　問題冊子等の調達数量の算定基準等や経済的な調達数量について部署横断的に検討・点検を行うため、令和５年８月に「試験問題冊子等調達検討会議」を設置した。		
・受験者の利便性や都道府県別の参加大学の立地状況等を勘案しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組んでいるか。	⑵－１　効率的な試験場の活用 令和６年度共通テストの試験場（点字試験場を除く。）については、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的に試験場を配置した結果、試験場数としては 663 試験場となった。			
・秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、問題冊子については、令和５年度共通テストの配付実績を踏まえ、印刷経費等の削減に取り組ん	⑵－２　試験問題等の印刷経費等の見直し策 令和６年度共通テストの試験問題冊子、解答用紙の調達数量については、これまで教科別登録割合を乗じていなかった「英語」の本試験用問題冊子において他教科と同様に志願者推計数に教科等別登録割合を乗じることとするとともに、追試験及び再試験の問題冊子においても本試験と同様に全教科において教科等別登録割合を考慮して算出するよう見直しを行った（削減効果：年間約 4,700 万円)。 また、英語リスニング機器の調達数量については、経済的な調達が図られるよう以下の見直しを行った（削減効果：年間約 1,000 万円)。 ・試験室予備用の算定に当たり、算定の基準となる志願者に占める割合を従前の 6%から 4%に引		

	でいるか。	き下げた。 ・IC プレーヤー（受験者用・試験室予備用）の製造台数に 1.5%の留保率を掛け、その分を引いた台数を当初の製造台数として発注し、志願者数の判明後に不足数を追加発注するという段階的な調達方法を導入した。 なお、問題冊子等の調達数量の算定基準等や経済的な調達数量について部署横断的に検討・点検を行うため、令和５年８月、「試験問題冊子等調達検討会議」を所内に設置し、令和７年度共通テスト以降の「地理歴史、公民」及び「理科」の解答用紙（第２解答科目用）の送付基準の変更案や追・再試験の想定人数の見直し案を令和６年４月に取りまとめる等、継続的に試験問題冊子等の削減に向けた検討を行っている。		
	・デジタル化の対応について、電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつシステム開発及び構築を行っているか。	⑵－３　デジタル化の対応について 令和８年度共通テストからの電子出願システムの導入を目指し、令和４年度から引き続き電子出願システムの開発及び構築を進めるとともに、システムの導入に必要となる調達を行った。 また、電子出願システムの導入後の成績請求に係る対応について、大学向けにオンライン説明会を開催（令和５年 12 月８日、13 日の２回）し、情報提供及び意見交換を行った。併せて、説明会を欠席した大学等を対象とした動画配信を行い、一層の周知を図った。 このほか電子出願システムの導入に伴う大学の個別試験への影響に関し、課題や対応方法について関係団体と意見交換しつつ調整を行った。		
	・参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図る観点から、参加大学における各種会議に参加しているか。	⑵－４　各種会議への参加 共通テストの実施における参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図るため、依頼があった以下の会議に参加し説明・資料提供を行った。 ・国立大学協会総会 ・国立大学入試担当課長連絡会議（ウェブ会議） ・１都３県世話大学入試担当課長連絡会 ・北海道地区実務担当者会議（ウェブ会議） ・福島県連絡会議（ウェブ会議） ・埼玉県地区連絡会議（ウェブ会議） ・広島県連絡会議（メール会議）		

	・独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第４期中期目標期間に構築した体制により、試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業の業務ごとに予算と実績の管理を行っているか。 ＜評価の視点＞ ―	⑶　予算と実績の管理 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務を試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業に区分し、業務ごとに予算と実績を管理している。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ―３	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ・国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、適正な水準を維持するよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表しているか。 ＜その他の指標＞ ―	＜主要な業務実績＞ ３　給与水準の適正化 役職員の給与については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 130 号。以下「通則法」という。）第 50 条の２及び 10 において、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法人の業務の実績及び職員の職務の特性、雇用形態その他の事情を考慮して定めることとされており、令和５年度においては、以下のとおり実施した。 ⑴　「国家公務員の給与の改定」への対応 令和４年人事院勧告に対応した国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正及び令和５年人事院勧告に対応した同法の改正の内容を踏まえ、以下の措置を講じた。 ア　役員 ・期末特別手当の改定 年間の支給割合を 0.1 月分引上げることを決定し、令和５年度支給分から適用した。 イ　職員 ・俸給表の改定 若年層に重点を置いた俸給月額の引上げ（一般職、教育職及び指定職俸給表 平均 1.1%）（＋1,300～12,000 円） ・期末手当の改定 年間の支給割合を 0.05 月分引上げることを決定し、令和５年度支給分から適用した。 ・勤勉手当の改定 年間の支給割合を 0.05 月分引上げることを決定し、令和５年度支給分から適用した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ラスパイレス指数については、１級地（東京都特別区）の地域手当支給率（20.0%）での比較（地域＋学歴）で見ると 90.8 であり、適正な給与水準となっている。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

⑵　ラスパイレス指数

センター職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標であるラスパイレス指数は以下のとおりである。

年齢階層による対国家公務員指数は 102.5 であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の１級地（東京都特別区）の支給率（20.0%）で支給しているためであり、１級地での比較（地域＋学歴）で見ると 90.8 であるため、適正な給与水準と考える。

比較指標	ラスパイレス指数	比較指標の内容
法人基準年齢階層	102.5	年齢別人員構成のみで比較
（地域勘案）	91.8	勤務地（東京都特別区）を勘案した比較
（学歴勘案）	100.9	学歴区分を勘案した比較
（地域・学歴勘案）	90.8	勤務地及び学歴区分を勘案した比較

⑶　法定外福利厚生費　2,850 千円

・職員の健康診断等　（2,689 千円）

・AED（自動体外式除細動器）の賃貸料　（81 千円）

・永年勤続者表彰（勤続 20 年３人）（定年１人）（80 千円）

（金額は、千円未満を切り捨てているため、端数処理の関係により合計の額は各項目の額の合計と合致しない。）

※レクリエーション経費は支出していない。

⑷　諸手当

諸手当は「宿直手当」、「管理職手当」以外、国に準じている。

ア　宿直手当

宿直手当は、人事院規則９－15 第１条第１号に規定されている宿日直手当に相当する手当であり、令和５年度は、共通テスト本試験にかかる２日間、延べ 14 名の宿直勤務について、１回につき 6,100 円の定額を支給した。

なお、国の宿日直手当支給額は、勤務１回につき 4,400 円であるが、センターの宿直手

	＜評価の視点＞ ―	当は、労働基準法第 41 条、同法施行規則第 23 条及び労働基準局通達に定められている宿日直手当の最低額（「宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の１人１日平均額の３分の１を下らない」）に基づき、所轄労働基準監督署長から宿日直勤務の許可条件とされている定額を毎年算出し支給している。 イ　管理職手当 管理職手当の支給額は国の同種の手当である「俸給の特別調整額」に準拠し、人事院規則９－17 別表第二に定める額と同額を支給した。「総務課長、試験企画課長、事業第一課長」の一般職５級の手当（69,400 円）は、法人化前の人事院通知により官職指定されていた算定割合（三種）に準拠し算出した手当額を支給した。 ウ　役職員退職手当 国に準じており、令和５年度は見直しなし。 ⑸　公益法人等に対する会費支出の見直し状況 該当なし。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ―１～３	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ―	＜主要な業務実績＞ Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支及び資金の状況 ○　収入については、成績提供件数の増加により、予算額に比して 96 百万円の増額となった。 ○　支出については、試験実施に係る経費を見直したことにより、予算額に比して 249 百万円の減額となった。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　18 歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込みを立てた上で、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉 ・　財務経営委員会等において、中長期的な収支見込みを踏まえて今後の安定的経営に向けた必要な検討を行うとともに、支出の削減に向けた不断の取組として、令和５年度は英語リスニング用 IC プレーヤーや試験問題冊子等の調達数量について精査・見直しを行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 中長期的な収支見込みを踏まえて今後の安定的経営に向けた必要な検討を行っており、支出については、試験実施に係る経費を見直したことにより、予算額に比して 249 百万円の減額となった。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ ・18 歳人口の減少の将来予測などにより、中長期的な収支の見込みを立てた上で、収入の確保方策を含めた今後の安定的経営に向けた検討を引き続き行うこと。 ＜その他事項＞ ―	

1　令和５年度予算・決算等の状況

収入について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

⑴　試験事業　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	8,779	8,766	△13	※１
成績提供手数料	2,138	2,242	104	※２
成績通知手数料	335	335	0	
その他	15	17	2	
大学改革推進等補助金	597	597	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩	－	－	－	
受託事業収入	－	－	－	
計	11,865	11,958	93	
支出	(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	10,723	10,573	150	
うち人件費	736	759	△23	※３
試験実施経費	9,987	9,814	173	※４
共通テスト情報提供経費	－	－	－	
入学者選抜方法改善研究経費	－	－	－	
理事長裁量経費	－	－	－	
一般管理費	－	－	－	
うち人件費	－	－	－	
物件費	－	－	－	
予備費	45	9	36	※５
大学改革推進等補助事業費	597	597	0	
受託事業経費	－	－	－	
計	11,366	11,179	186	

（主な増減理由等）

※１　志願者数が減少したため。

※２　成績提供件数が増加したため。

※３　各事業において予算振替を行ったため。

※４　試験実施に係る経費の見直し及び志願者の減少により経費が減少したため。

※５　予備費については、令和６年能登半島地震にて被災した志願者への特例措置及び追試験受験許可者数の状況を踏まえ、追試験会場を追加で設定したため使用。

⑵　調査研究事業　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	－	－	－	
成績提供手数料	－	－	－	
成績通知手数料	－	－	－	
その他	－	－	－	
大学改革推進等補助金	－	－	－	
前中期目標期間繰越積立金取崩	－	－	－	
受託事業収入	－	32	32	※１
計	－	32	32	
支出	(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	376	307	69	
うち人件費	275	231	44	※２
試験実施経費	－	－	－	
共通テスト情報提供経費	－	－	－	
入学者選抜方法改善研究経費	71	58	14	
理事長裁量経費	30	18	12	
一般管理費	－	－	－	
うち人件費	－	－	－	
物件費	－	－	－	
予備費	－	－	－	
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
受託事業経費	－	18	△18	※１
計	376	324	52	

（主な増減理由）

※１　予算段階では予定していなかった受託事業収入を受入れたため。

※２　各事業において予算振替を行ったため。

⑶　大学情報の提供等事業　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	－	－	－	
成績提供手数料	－	－	－	
成績通知手数料	－	－	－	
その他	－	－	－	
大学改革推進等補助金	－	－	－	
前中期目標期間繰越積立金取崩	－	－	－	
受託事業収入	－	－	－	
計	－	－	－	
支出	(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	17	16	1	
うち人件費	10	10	1	※１
試験実施経費	－	－	－	
共通テスト情報提供経費	7	7	0	
入学者選抜方法改善研究経費	－	－	－	
理事長裁量経費	－	－	－	
一般管理費	－	－	－	
うち人件費	－	－	－	
物件費	－	－	－	
予備費	－	－	－	
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
受託事業経費	－	－	－	
計	17	16	1	

（主な増減理由）

※１　各事業において予算振替を行ったため。

⑷　法人共通　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	－	－	－	
成績提供手数料	－	－	－	
成績通知手数料	－	－	－	
その他	－	－	－	
大学改革推進等補助金	－	－	－	
前中期目標期間繰越積立金取崩	156	127	△29	
受託事業収入	－	－	－	
計	156	127	△29	
支出	(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	－	－	－	
うち人件費	－	－	－	
試験実施経費	－	－	－	
共通テスト情報提供経費	－	－	－	
入学者選抜方法改善研究経費	－	－	－	
理事長裁量経費	－	－	－	
一般管理費	262	252	11	
うち人件費	196	206	△10	
物件費	66	46	20	※１
予備費	－	－	－	
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
受託事業経費	－	－	－	
計	262	252	11	

（主な増減理由）

※１　緊急性の低い施設・設備の改修・修繕を見合わせたため。

⑸　合計　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入	(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	8,779	8,766	△13	
成績提供手数料	2,138	2,242	104	
成績通知手数料	335	335	0	
その他	15	17	2	
大学改革推進等補助金	597	597	0	
前中期目標期間繰越積立金取崩	156	127	△29	
受託事業収入	－	32	32	
計	12,021	12,117	96	
支出	(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	11,116	10,896	220	
うち人件費	1,021	999	22	
試験実施経費	9,987	9,814	173	
共通テスト情報提供経費	7	7	0	
入学者選抜方法改善研究経費	71	58	14	
理事長裁量経費	30	18	12	
一般管理費	262	252	11	
うち人件費	196	206	△10	
物件費	66	46	20	
予備費	45	9	36	
大学改革推進等補助事業費	597	597	0	
受託事業経費	－	18	△18	
計	12,021	11,772	249	

２　令和５年度収益の状況

収益について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

⑴　試験事業　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
費用の部	11,325	11,033	291	
経常費用	11,325	11,033	291	
うち業務経費	9,983	9,653	331	
業務人件費	736	775	△39	※１
大学改革推進等補助事業費	597	597	0	
一般管理費	－	－	－	
減価償却費	8	8	0	
財務費用	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
収益の部	11,865	11,953	88	
検定料収入	8,779	8,766	△13	※２
手数料収入	2,473	2,577	104	※３
受託収入	－	－	－	
大学改革推進等補助金収益	597	597	0	
資産見返負債戻入	0	2	2	
その他収入	15	11	△5	
臨時損失	－	4	4	※４
臨時利益	－	6	6	※５
純利益	540	921	381	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	143	118	△25	
総利益	683	1,039	356	

（主な増減理由）

※１　各事業において予算振替を行ったため。

※２　志願者数が減少したため。

※３　成績提供件数が増加したため。

※４　東日本大震災に伴う救済措置として、検定料等免除を実施したため。

※５　退職手当引当金戻入益が発生したため。

⑵　調査研究事業　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
費用の部	457	425	32	
経常費用	457	425	32	
うち業務経費	96	96	1	
業務人件費	275	244	31	※１
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
一般管理費	－	－	－	
減価償却費	86	85	0	
財務費用	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
収益の部	80	101	21	
検定料収入	－	－	－	
手数料収入	－	－	－	
受託収入	－	10	10	※２
大学改革推進等補助金収益	－	－	－	
資産見返負債戻入	80	81	0	
その他収入	－	11	11	
臨時損失	－	－	－	
臨時利益	－	1	1	
純利益	△377	△323	54	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4	4	0	
総利益	△373	△319	54	

（主な増減理由）

※１　各事業において予算振替を行ったため。

※２　予算段階では予定していなかった受託事業収入を受入れたため。

⑶　大学情報の提供等事業　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
費用の部	17	17	1	
経常費用	17	17	1	
うち業務経費	7	7	0	
業務人件費	10	10	1	
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
一般管理費	－	－	－	
減価償却費	－	0	0	
財務費用	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
収益の部	－	－	－	
検定料収入	－	－	－	
手数料収入	－	－	－	
受託収入	－	－	－	
大学改革推進等補助金収益	－	－	－	
資産見返負債戻入	－	－	－	
その他収入	－	－	－	
臨時損失	－	－	－	
臨時利益	－	1	1	
純利益	△17	△16	1	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	－	－	－	
総利益	△17	△16	1	

⑷　法人共通　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
費用の部	249	433	△183	
経常費用	249	433	△183	
うち業務経費	－	－	－	
業務人件費	－	－	－	
大学改革推進等補助事業費	－	－	－	
一般管理費	211	433	△222	※１
減価償却費	39	－	39	
財務費用	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
収益の部	4	1	△2	
検定料収入	－	－	－	
手数料収入	－	－	－	
受託収入	－	－	－	
大学改革推進等補助金収益	－	－	－	
資産見返負債戻入	4	1	△2	
その他収入	－	－	－	
臨時損失	－	－	－	
臨時利益	－	11	11	
純利益	△245	△420	△175	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	30	45	14	
総利益	△215	△376	△161	

（主な増減理由）

※１　前中期目標期間繰越積立金を財源とした施設改修を行ったため。

(5) 合計 （単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
費用の部	12,048	11,908	140	
経常費用	12,048	11,908	140	
うち業務経費	10,086	9,756	331	
業務人件費	1,021	1,029	△8	
大学改革推進等補助事業費	597	597	0	
一般管理費	211	433	△222	
減価償却費	133	94	39	
財務費用	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
収益の部	11,948	12,055	107	
検定料収入	8,779	8,766	△13	
手数料収入	2,473	2,577	104	
受託収入	－	10	10	
大学改革推進等補助金収益	597	597	0	
資産見返負債戻入	84	84	0	
その他収入	15	22	6	
臨時損失	－	4	4	
臨時利益	－	18	18	
純利益	△100	161	261	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	178	167	△11	
総利益	78	328	250	

3　令和５年度資金の状況

資金収入について、センターでは主として検定料収入により試験事業、調査研究事業及び大学情報の提供等事業を実施しているが、検定料収入等は試験事業欄に記載している。

⑴　試験事業　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
資金支出	14,952	16,001	△1,049	
業務活動による支出	11,393	11,066	327	※１
投資活動による支出	8	7	1	
財務活動による支出	－	－	－	
翌年度への繰越金	3,551	4,928	△1,377	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
資金収入	15,553	16,882	1,329	
業務活動による収入	11,865	11,979	114	
その他の収入	11,267	11,382	114	※２
国庫補助金による収入	597	597	0	
投資活動による収入	－	－	－	
財務活動による収入	－	－	－	
前年度よりの繰越金	3,688	4,903	1,215	

（主な増減理由）

※１　試験実施に係る経費の見直し及び志願者の減少により経費が減少したため。

※２　成績提供件数が増加したため。

⑵　調査研究事業　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
資金支出	335	437	△102	
業務活動による支出	249	352	△102	
投資活動による支出	86	85	0	
財務活動による支出	－	－	－	
翌年度への繰越金	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
資金収入	－	－	－	
業務活動による収入	－	－	－	
その他の収入	－	－	－	
国庫補助金による収入	－	－	－	
投資活動による収入	－	－	－	
財務活動による収入	－	－	－	
前年度よりの繰越金	－	－	－	

⑶　大学情報の提供等事業　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
資金支出	17	18	△1	
業務活動による支出	17	18	△1	
投資活動による支出	－	－	－	
財務活動による支出	－	－	－	
翌年度への繰越金	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
資金収入	－	－	－	
業務活動による収入	－	－	－	
その他の収入	－	－	－	
国庫補助金による収入	－	－	－	
投資活動による収入	－	－	－	
財務活動による収入	－	－	－	
前年度よりの繰越金	－	－	－	

⑷　法人共通　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
資金支出	249	267	△18	
業務活動による支出	210	233	△23	
投資活動による支出	39	34	5	
財務活動による支出	－	－	－	
翌年度への繰越金	－	－	－	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
資金収入	－	－	－	
業務活動による収入	－	－	－	
その他の収入	－	－	－	
国庫補助金による収入	－	－	－	
投資活動による収入	－	－	－	
財務活動による収入	－	－	－	
前年度よりの繰越金	－	－	－	

⑸　合計　　（単位：百万円）

区　　別	令和５年度			
	計画額	決定額	差引増減額	備考
	(A)	(B)	(A)－(B)	
資金支出	15,553	16,723	△1,170	
業務活動による支出	11,869	11,668	201	
投資活動による支出	133	126	7	
財務活動による支出	－	－	－	
翌年度への繰越金	3,551	4,928	△1,377	
	(A)	(B)	(B)－(A)	
資金収入	15,553	16,882	1,329	
業務活動による収入	11,865	11,979	114	
その他の収入	11,267	11,382	114	
国庫補助金による収入	597	597	0	
投資活動による収入	－	－	－	
財務活動による収入	－	－	－	
前年度よりの繰越金	3,688	4,903	1,215	

		※財務状況について（財務諸表） 当期総利益 328 百万円が発生したのは、成績提供件数が増加したことにより収入が増加したこと、及び試験実施に係る経費の見直しにより支出が減少したこと等によるものである。 【利益剰余金】 利益剰余金は、3,856 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,665 百万円、積立金 1,862 百万円及び当期総利益 328 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。 【繰越欠損金】 無し。 【運営費交付金債務の未執行率（%）と未執行の理由】 運営費交付金は交付されていない。 【溜まり金の精査の状況】 いわゆる溜まり金については、以下に着目して洗い出しを行った結果、該当するものはなかった。 ① 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務を相殺しているものは無い。 ② 当期総利益は資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺していない。		
＜その他の指標＞ ・計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営しているか。	4 計画的な収支計画に基づく運営 年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行った。令和５年度は、成績提供件数が増加したこと、試験実施に係る経費の見直しをしたことにより収支計画の総利益は計画額に対し 250 百万円増となった。 また、理事を委員長とする財務経営委員会において、令和６年度予算や今後数年間のセンターにおける収支イメージに基づき、今後の対応等について検討を行った。			
・共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確	5 施設・設備の状況 ⑴ 業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備 長期的視点に立った施設・設備の整備及び防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保、並びに緊急性を考慮した「大学入試センターインフラ長寿命化計画（基本計画）」及び「大学入試センターインフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を策定した。			

	保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行っているか。	本計画に基づき計画的に整備を行うこととしており、令和５年度は、共通テストの業務に留意した工事時期を設定し、令和５年度・６年度事業として本館中庭屋上防水、トップライトの改修工事の契約を行った。 ⑵　実物資産の保有状況 ①　実物資産の名称と内容、規模 業務実施のための大学入試センター本館と講師寄宿舎を保有している。なお、講師寄宿舎は令和２年９月 30 日をもって廃止たため、国庫納付に向けた手続を進めた。 ア　大学入試センター本館　所在　東京都目黒区駒場二丁目 19 番 23 号 土地　15,352 ㎡ 建物　３階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 14,356 ㎡） イ　講師寄宿舎　所在　東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号 土地　923 ㎡ 建物　２階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 679 ㎡） ②　保有の必要性（法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等） センターは、大学が共同して実施する共通テストに関し、一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。 大学の入学者選抜試験の一部である共通テストは、毎年 50 万人以上が出願しており、適切な問題の作成、セキュリティの確保及び膨大な量の採点等の処理などの業務を毎年着実に実施することが求められている。 このため、下記の施設等が必要不可欠であり、現有資産を保有する必要がある。 ア　施設 ⅰ　試験問題を作成するに当たり、約 600 人の大学教員等が全国から集まる部会をセンター内で年間延べ 1,502 日開催し、作成・チェック等を行うためのスペース。 ⅱ　志願票の受付、共通テストの採点、成績処理するためのスペース。 ⅲ　共通テストの改善等のための研究を行うためのスペース。 イ　環境 ⅰ　問題作成等の作業のために全国から来所した多数の教員等のための交通至便かつ近隣の宿泊施設。 ⅱ　共通テストの実施準備において、必要に応じて文部科学省、大学、高等学校関係団体との協議を行		

うことが可能となる立地。また、特に共通テスト当日において、緊急対応が必要となった場合には、文部科学省等に速やかに情報提供し、対応を協議するために迅速な往来が可能となる立地。

③　有効活用の可能性等の多寡

センターでは、現有資産を有効に活用し、共通１次試験やセンター試験等の業務を長年に渡り安定的かつ着実に実施してきた。今後も現有資産を有効活用し、共通テストを滞りなく実施していく。

④　見直し状況及びその結果　及び　⑤　処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上で、平成 22 年度中に検討し、結論を得る。」との指摘を受けた。

このことから、センターでは、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、センターは、センター試験を着実に実施するためにも、また、経済効率的にも現在地で、今後 30 年以上使用可能である現有建物を活用して業務を実施していくことが最善であるとの結論を得た。

なお、講師寄宿舎については、令和元年度における講師寄宿舎の廃止決定に基づき、令和２年９月 30 日に廃止した後、国庫納付に向けた手続を進めるため、令和２年 11 月・令和５年２月に関東財務局による現地検査が行われた。その後に関東財務局から対応を指示された土地境界線の確定、平面図と財産内訳表の関係図等の作成が完了したことを受け、令和６年２月に関東財務局による現地確認が実施された。その際に受けた指示については、令和６年３月末に措置が完了したところである。

令和５年度末時点では、国庫納付に必要な事務手続を残すのみとなっている。

⑥　政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況

該当なし。

⑦　基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

大学入試センター本館については、センターと大学が共同して行う共通テストの実施に関して、約 600 人の大学教員等が全国から集まり年間延べ 1,502 日の部会を開催するなど、センターが一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。

	＜評価の視点＞ ―	保有する施設の必要性について、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成23年３月に、センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得たが、今後も引き続き不断の検証を実施する。 また、講師寄宿舎については、令和元年度における講師寄宿舎の廃止決定に基づき、令和２年９月30日をもって廃止したため、国庫納付に向けた手続を進めた。 ⑧　見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況 該当なし。 ⑨　実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組 共通テストの実施機関であり、セキュリティ上部外者の入構を制限しているが、OMR については外部利用を進めており高等学校卒業程度認定試験で利用されている。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅳ	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	―
＜主要な業務実績＞ ― ＜その他の指標＞ ・短期借入金はあるか。ある場合は、その額及び必要性は適切か。 ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ Ⅳ　短期借入金の有無及び金額 今期間中は特になし。	＜評定と根拠＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ ― ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・重要な財産の処分に関する計画はあるか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続が進められているか。 ＜評価の視点＞ —	＜主要な業務実績＞ Ⅴ　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分 講師寄宿舎は、令和２年９月 30 日をもって廃止し、国庫納付に向けた手続を進めるため、令和２年 11 月・令和５年２月に関東財務局による現地検査が行われた。 その後に関東財務局から対応を指示された土地境界線の確定、平面図と財産内訳表の関係図等の作成が完了したことを受け、令和６年２月に関東財務局による現地確認が実施された。その際に受けた指示については、令和６年３月末に措置が完了したところである。 令和５年度末時点では、国庫納付に必要な事務手続を残すのみとなっている。	＜評定と根拠＞ 評定：B 廃止した講師寄宿舎について、国庫納付に向けた手続を遺漏なく進めている。 ＜課題と対応＞ —	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅵ	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	―
＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ －	＜主要な業務実績＞ Ⅵ　重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況 今期間中は特になし。	＜評定と根拠＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	＜評定に至った理由＞ ― ＜今後の課題＞ ― ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ ― ＜その他の指標＞ 利益剰余金はあるか。ある場合はその要因は適切か。 ＜評価の視点＞ ―	＜主要な業務実績＞ Ⅶ　利益剰余金の有無及びその内訳 利益剰余金は、3,856 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,665 百万円、積立金 1,862 百万円、当期総利益 328 百万円である。 <利益剰余金が生じた理由> 前中期目標期間から繰り越した積立金 1,665 百万円、積立金 1,862 百万円及び成績提供件数の増加による収入の増加、試験実施に係る経費の見直しによる減額等により当期総利益 328 百万円が生じたため。 【令和４年度業務実績に関する評価結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況】 〈令和４年度業務実績評価における主要な指摘等〉 ・　中長期的な経営計画に基づき、剰余金の有効活用について引き続き検討することが望ましい。 〈上記の指摘事項を踏まえた令和５年度の改善状況〉 ・　第５期中期計画において、剰余金については「不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当」することとしている。 ・　センターの各種事業や施設整備等の中長期的な計画を考慮しつつ、令和５年度においては本館中庭屋上防水等の施設修繕や、問題冊子等輸送のためのアルミ製コンテナの購入等に活用した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 左記の理由により、利益剰余金は 3,856 百万円となった。 ＜課題と対応＞ ―	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ＜今後の課題＞ ・中長期的な経営計画に基づき、剰余金の有効活用について引き続き検討することが望ましい。 ＜その他事項＞ ―	

４．その他参考情報
特になし

１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅷ	その他主務省令で定める業務運営に関する事項等		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業 ID 001571

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	業務実績	自己評価	評定	B
＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ ・積立金の支出はあるか。ある場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 ・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や研修の実施を通じてコンプライアンス	＜主要な業務実績＞ １　積立金 積立金は以下のとおりである。 ⑴　目的積立金の有無及び活用状況 目的積立金はない。 ⑵　積立金の支出の有無及びその使途 前中期目標期間繰越積立金を施設修繕、問題冊子等輸送のためのアルミ製コンテナの購入等にかかる経費に充当した。 ２　内部統制 内部統制の充実・強化に資するよう、以下を計画的かつ着実に実施した。 ⑴　リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況 〈環境の整備状況〉 ①　理事長の補佐体制 理事長がリーダーシップを発揮するため、その下に理事長を補佐する「理事」、試験と調査研究の業務を総括する「試験・研究統括官」、それを補佐する「試験・研究副統括官」、理事長の命を受け特定の事項を掌理する「審議役」を置いている。 ②　役員会議 理事長は、センターの業務運営等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補	＜評定と根拠＞ １　評定：B 前中期目標期間繰越積立金の使途は、中期計画に鑑み、適切である。 ２　評定：B 理事長がリーダーシップを適切に発揮できる環境の下、適切に業務を遂行した。 また、内部統制のリスクの把握やその対応については不断の見直しが図られている。 さらに、監事による各種監査を行い、業務の適正な実施や改善につなげている。	＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できたため。 ・理事長のリーダーシップの下、内部統制のリスクの把握やその対応について不断の見直しが行われており、令和６年能登半島地震の発生時には迅速な状況把握と情報発信を行う等、様々な課題に対応した。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ —	

	の徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行っているか。	佐するため、理事、監事、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、審議役、部長等で構成する「役員会議」を原則毎月開催した。 　また、役員会議には、全ての課長も出席し、必要に応じて意見を述べることとしている。 ③　運営審議会 　理事長の諮問に応じ、センターの事業計画その他重要事項について審議するため、大学及び高等学校関係者等で構成する「運営審議会」を設置している。令和５年度は、令和４事業年度の業務実績に関する評価や令和６年度年度計画（案）等について意見を聞き、理事長のマネジメントの参考とした。 ④　権限の委任 　業務の効率化を図るため、定型的なもの及び軽易なものに限って権限を委任した。 〈環境の機能状況〉 ⑤　予算 　予算については、役員による各課からのヒアリング実施後、財務経営委員会における検討を踏まえ配分案を作成し、運営審議会及び役員会議の審議を経て、理事長が決定した。 ⑥　人事 　教員人事については、選考に当たっては選考基準を設け、理事長を委員長とする教員人事委員会で審議の上、採用・再任を決定している。 　事務職員人事については、理事長の指示のもと、人事基本計画（理事長裁定）に基づいて、大学等との人事交流等を行った。また、職員の採用に当たっては、センターの現状を考慮し、必要な資質能力を備えた者を採用した。 ⑦　研究開発 　大学入学者選抜の改善、大規模一斉共通試験に関する研究を推進し、大学及び高等学		

校教育の振興に資するため、「大学入試センター研究ミッション」（平成 29 年 10 月策定）に基づく研究を推進するよう指示を行った。

⑵　組織にとって重要な情報等についての把握状況

①　参加大学等関係者からの情報把握

共通テストを実施するためには、参加大学や高等学校関係者及び文部科学省との連携協力が必要不可欠である。そのため、大学及び高等学校関係者で構成される「大学入学共通テスト企画委員会」及び「実施方法部会」を開催し、試験の実施方法の改善に関して、直接大学や高等学校の関係者から実情や意見・要望等を把握するとともに、文部科学省の会議や大学関係団体の会議に出席し、政府や大学の動向について、直接情報を把握した。

②　センター内の情報把握

小規模な組織のメリットを活かし、理事長は、年度計画に沿って担当部課長から直接報告を受けるとともに、重要事項等については関係役職員を招集し情報を把握した。

⑶　役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況

①　役員会議等

年度当初に理事長が直接、役職員に対しミッションを周知徹底するとともに、役員会議等に出席・陪席している各部課長を通じ全職員に対し理事長の意思を周知徹底した。また、各種会議・研修等の機会を捉えて、理事長自ら職員に対して共通テスト実施体制、研究開発部の活性化、業務運営の改善、経費の節減合理化及び収入増加方策などについて見直し・改善するよう指示を行った。

②　部課長連絡会、教員会議等

理事を中心とした部課長連絡会（毎週開催）、研究開発部長を中心とした教員会議（毎月開催）の場を通じて、ミッションの周知徹底を図るとともに業務の進捗状況等の把握を行い、必要に応じ理事長に報告した。

⑷　組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握状況、対応状況

①　センターにおける最重要なミッションは、共通テストの着実な実施であり、その障害となるリスクを回避するため情報を把握するとともに必要に応じて対策を講じている。

②　共通テスト実施後、各大学・センター職員から意見・要望を聴取してリスク等を洗い出し、必要に応じて次年度からの共通テスト実施に反映させている。

③　作成している事業継続計画（BCP）がより有効に機能するよう、試験実施前・実施中・実施後に場合分けをしている。

④　大規模災害への対応

ア　巨大地震の発生など、共通テストの実施に影響を及ぼす大規模災害における対応フロー等について、マニュアルの見直しを行い、令和６年度共通テストに臨んだ。

イ　危機管理等委員会において、大規模震災発生による共通テスト実施のリスクへ対応するための「大規模震災対応マニュアル」及びセンターが大規模災害等により被災した場合においても役割を適切に果たすための「大規模災害時業務継続計画」の見直しについて審議し、必要な改定を行った。

ウ　平成 24 年度から、大地震発生時に役職員の安否をメールで確認するとともに緊急参集等の連絡を行うことができる安否確認システムを導入し、定期的に大規模災害の発生を想定した安否確認等の訓練を実施した。

エ　防災訓練を計２回実施し、また、非常時参集要員向け研修も１回実施した。

オ　災害時の非常用食料、毛布、簡易トイレ等を計画的に整備している。

⑸　未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況

該当なし。

⑹　内部統制のリスクの把握状況、また、内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況

センターにおける最大のリスクは、試験の実施に影響する試験問題の漏洩などセンターの信頼を損なう事態の発生である。これを防ぐため各部課において、リスクを把握して改善策を検討し取り組むとともに、不断の見直しを行ってきた。また、理事長は会議等の機会を捉えて役職員にミッションの周知徹底を指示するとともに、年度計画に沿って業務が行われているか担当部課長から報告を受けたほか、内部監査、監事監査等によるモニタリング実施結果の報告を受け、内部統制が有効に機能しているかチェックした。

① 試験問題など試験に係る情報管理については、より確実なものとするため不断の検証を行い、計画的にセキュリティ対策に取り組んだ。

② 会計処理については、内部監査を実施し、その結果を理事長に報告するとともに監事にも報告した。また、会計監査人による監査が実施され、監査報告書が理事長に提出された。

③ 契約については、平成22年4月に公表した随意契約の見直し計画に基づき、その改善に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会による契約内容のチェックを行った。

④ 情報セキュリティについては、情報システム監査においてセキュリティ対策等の監査を計画的に行い、その結果について最高情報セキュリティ責任者（CISO）に報告した。

⑤ センターにおける内部統制に係る取組を確認する観点から、内部統制委員会を開催し、リスク対応計画における各課等の取組状況及び改善策について検討した。内部統制委員会における検討結果を踏まえ、危機管理等委員会において、共通テストを含む法人全体としての具体的なリスク・対応等を見直し整理した。

⑺ 法令の遵守

職務の執行の公正性の確保、業務運営上の不正行為等の早期発見及び是正、また、公的研究費の適正な運営・管理及び研究活動における不正行為の防止等の観点から、関係規則の

		整備をするなど、業務に係る法令遵守に努めている。		
	・監事監査や会計内部監査等を活用した定期的なモニタリングを行い、監事による監査機能・体制を強化しているか。	⑻　監事監査（資料編 p.31～33【資料 23】、【資料 24】参照）を通じたモニタリング ①　理事長へのマネジメント等に関する監査を通じ、マネジメント・内部統制に関するモニタリングを行った。 監事監査では、中期目標を達成するため中期計画・年度計画の実施状況やその妥当性に留意した監査、理事長が内部統制を適切に整備・運用しているかを含めた理事長のマネジメントに留意した監査を以下のとおり行った。 ・　令和５年度の監査計画を立て監査の重点事項等について理事長に説明するとともに、役員会議において周知した。 ・　上記監査計画に基づき、５～６月にかけて令和４事業年度の業務に関する定期監査を実施し、書面及びヒアリングによる監査を行い、業務の取組状況について監査した。 ・　また、10 月に令和５事業年度の業務について中間監査を実施し、定期監査のフォローアップを行った。 ・　会計業務については、毎月月次監査を実施するとともに、決算監査について監査法人からヒアリングを行った。また、センターが行う内部監査結果についても報告を求めた。 ・　センターの運営等に関する重要事項を審議する役員会議や運営審議会に出席し、理事長のマネジメントについて監査した。 また、大学入学共通テスト企画委員会等に出席し、共通テストの企画段階における監査を行った。 ・　共通テストの実施面では、共通テスト本試験及び追・再試験当日は実施本部に常駐し、共通テストが確実に実施されているか等の実施状況を確認した。 ・　日常的に、文部科学大臣等に提出する重要書類、契約に関する重要書類を監査した。 ・　監査計画立案、監査報告に際して会計監査人と意見交換を行い、適切な監査を実施した。 ②　監事監査における改善点等の法人の長に対する報告状況 監事監査の結果については、定期監査、中間監査ともに理事長に報告し、意見交換し		

		た。また、役員会議においても報告するとともに、留意点等について説明し、改善を求めた。改善を要する業務については、この監査結果を踏まえて業務を行うよう理事長から指示し、改善を図った。 ③　監事監査における改善事項への対応状況 全体として重大な指摘事項はなかったものの、今後の各業務に期待することなどについてコメントを得ており、今後、対応状況等についてフォローアップ等を行うこととしている。 なお、従前の監査結果におけるコメントにおいて、センターの大部分の利害関係者（受験生と保護者、高校、大学等）に対しわかりやすく広報することを求められたことを受け、公式ウェブサイトに、センターの主要業務である共通テスト実施業務を経費の面と一体的に説明するページを新設するなど、監事監査を業務の改善につなげている。 ⑼　会計内部監査 会計内部監査に関する監査事項や監査員等の基本的事項を規定で定めた「会計内部監査の実施に係る取扱い」に基づき、令和６年２～３月に実施した。ファイルの一部にインデックスと内容書類の不整合等が確認されたが、重大な問題は発見されなかった。その他、日常的に起こり得る不正行為やその他誤びゅう等の発生を防止・発見するため、監査担当係において会計書類の日常監査を実施した。 ⑽　会計監査法人による監査 令和４年度の財務諸表等に対して、令和５年６月に会計監査人による監査が行われた。		
・国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するため、理	3　トップマネジメントの促進 センターの使命及び社会的責任を果たすため、理事長のリーダーシップの下、文部科学省をはじめ参加大学や高等学校関係者との連携・協力の上、以下のとおり、直面する課題に対応した。 ○　共通テストにおいては、令和６年１月１日に令和６年能登半島地震が発生したことを受け、令和６年度共通テストの実施等に関し、１月３日に理事長メッセージをウェブサイトや	3　評定：B 理事長のリーダーシップの下、直面する課題に適切に対応するとともに、調査研究や各種業務に対し戦略的な予算配分・執行を行った。	

	事長のリーダーシップの下、効率的な業務運営に資する具体的方策を検討し改善につなげるとともに、センターのミッションに沿った研究への戦略的な予算配分・執行を行っているか。	SNS にて発信した。 理事長が直ちに関係職員に対して、同地震に係る当面の対応について具体の指示を行った上で、主に次の対応を行った。 ・ 試験実施大学に対し行った地震の影響等に関する調査結果を速やかに取りまとめ、本試験が問題なく実施できることを確認し、１月５日に公表した。 ・ 被災した受験者が１月 13 日、14 日の本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、１月 27 日、28 日の追試験における特例措置を行うことを決定し、１月９日に公表した。 ○ 調査研究については、外部委員による評価結果や研究代表者からのヒアリングの結果を踏まえ、センター研究ミッションに沿った研究予算の配分を行い、計画的かつ着実に実施するよう促した。 ○ 理事長のリーダーシップの下に配分する理事長裁量経費について、調査研究等のほか、事務局（総務部、試験企画部、事業部）が実施する取組に関し申請が活性化するよう、募集要項を見直し事務局に周知した。その結果、事務局から４件の申請を採択し、各部課における業務改善等の推進に資する取組を支援した。		
	・PMO を設置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理に取り組んだか。 ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ	４ 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ ⑴ 情報システムの整備・管理 総務部業務・システム最適化推進室を発展的に改組し、情報化統括責任者（CIO）、情報化統括責任者（CIO）補佐官、総務部長、事業部長等で組織する PMO（Portfolio Management Office）を令和５年 11 月に設置した。 また、センターにおける情報システムの適切な整備等を行うため、情報システム監査を実施し、その結果について情報化統括責任者（CIO）に報告した。 ⑵ 情報セキュリティ ①－１ 組織等 センターにおいては、「情報システムセキュリティ規則」及び、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠して策定した「独立行政法人大学入試センタ	４ 評定：B PMO を設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行うための体制整備に取り組んだ。 情報セキュリティ対策については、適切な組織体制の下、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組んだ。 試験問題等の秘密保持の必要性のある情報については、データの保管や使用手順等のルールを職員及び試験問題作成委員に周知徹底を行い、適切な情報管理に努めた。	

	ポリシーを適時見直すとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく監査の実施結果も踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。	ーサイバーセキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）等に基づき、最高情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会等を置き、情報セキュリティ対策に係る組織・体制を整備している（資料編 p.28【資料21】参照）。 ①－２　対応等 「対策基準」に基づき、情報セキュリティ委員会での審議を経て、「令和５年度情報セキュリティ対策推進計画」を策定した。また、同計画に基づき、以下のとおり、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組んだ。 ・　事務用電子計算機システムにおいては、個人情報等の機微な情報をインターネットなどの外部ネットワークから遮断されたクローズドネットワークで管理している。 ・　端末の紛失、盗難、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するため端末に情報を残留させない機能を導入している。 ・　全役職員を対象にした標的型メール攻撃に対応するための訓練や、CSIRT の要員を対象に CSIRT 訓練（標的型メール攻撃によりマルウェアに感染したことを想定）を実施した。 ・　全役職員を対象にした情報セキュリティ研修や情報セキュリティ対策の自己点検を実施した。		
	・試験問題等のデータを厳格に管理するため、使用手順等のルールについて、職員及び試験問題作成委員に更なる周知徹底を行い、適切な情報管理に努めているか。	②　試験問題に関するセキュリティ ・　試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制を維持した。 ・　試験問題の秘密保持、当該データの使用手順等のデータ管理のルールについて、試験問題作成委員に対しては、年度当初の分科会長会議において事務局から説明し確実に周知徹底を行うとともに、必要に応じて各部会の開催時に秘密保持の意識を高めるため分科会長を通じて周知を行っている。関係職員に対しても、試験問題の秘密保持のために必要な管理上のルール等について、試験問題作成に係る事務を所掌する事業第二課への配属時に説明するとともに、必要に応じて随時確認を行った。 ・　管理上のルール等については必要に応じて随時見直し、改善を図ることとしており、		

		変更があった場合には、関係職員をはじめ各部会委員に対し説明の上周知徹底を図り、適切な情報管理を行っている。		
	・人事基本計画に基づき、新規職員の計画的な採用を行っているか。	5　職員の能力向上 人事基本計画に基づく取組については、以下の⑴～⑺を計画的かつ適切に実施した。（資料編 p.29【資料 22】参照） ⑴　人材確保 ①　新規採用について 令和５年度は、職員の年齢構成バランスを勘案し、事務職員を「令和５年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から１人、「令和４年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から１人採用した。 ②　「障害者の雇用の促進等に関する法律」を踏まえた取組 障害者の雇用については、重度身体障害者等を常勤職員として雇用しており、法定雇用率を達成した。	5 評定：B 人事基本計画に基づき、適切に人材確保・育成を行うとともに大学等との人事交流を行いながら適正な人員配置を行っている。 また、職務遂行能力の向上、情報セキュリティ、内部統制等の徹底を図るため、適宜研修を実施するとともに、国の機関等が主催する各種研修に職員を参加させた。	
	・大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力の向上及び専門的知識の習得を目的として、職員の職位、実務経験等に応じて、外部団体の研修プログラムも活用しながら各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職務に関連する専門的な	⑵　職員研修 ①　選択制研修 職員の職務遂行能力を向上させるため、職場・職員のニーズにあった研修を受講できるよう民間業者が実施する公開講座を活用した選択制研修を実施した。 実施回数：28 回 実施時期：６月 29 日～９月 29 日（e ラーニング形式） 参加者：28 人（各１回） ②　メンタルヘルス研修 独立行政法人大学入試センターにおける人事に関する基本計画に基づき、メンタルヘルスの不調を事前に防止するため、全職員を対象として実施した。 実施回数：１回 実施時期：８月 14 日～９月 29 日（e ラーニング形式）		

	知識・理解を得ることを目的として、センターで企画・主催する研修についても内容の充実に努めているか。	対象者：全職員（参加者：138 人） ③　情報セキュリティ研修 対策基準に基づき、日々の業務を遂行する上で重要となる「情報セキュリティ対策」について理解を深めるため、全役職員を対象として実施した。 実施回数：１回 実施時期：８月７日～10 月 10 日（e ラーニング形式） 対象者：全職員（参加者：149 人） ④　標的型メール訓練 情報セキュリティ対策に係る教育の一環として、サイバー攻撃に対する役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、全役職員を対象に標的型メール訓練を実施した。訓練実施後には初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行った。 実施回数：２回 実施時期：第１回　令和４年 12 月 12 日～12 月 14 日 第２回　令和５年３月６日～３月８日 対象者：全職員（参加者：150 名） ⑤　国の行政機関、国立大学法人等が主催する研修 職員の職位、実務経験に応じて資質能力の充実を図るため、計画的に国の行政機関、国立大学法人等が主催する職務階層別研修、教養研修及び実務研修に参加させた。 （例） ・情報公開・個人情報保護制度・公文書管理の運用に関する研修会 ・関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務の部） 参加回数：13 回 参加者：延べ 28 人 ⑥　個人情報保護管理者・保護担当者研修 各部課における保有個人情報の適切な管理を確保するため、保有個人情報の安全管理に		

		おいて中心的な役割を担う各部課の個人情報保護管理者・保護担当者を対象とした研修を行った。 実施回数：１回 実施時期：８月８日～９月 20 日（e ラーニング形式） 参加者：50 人 ⑦　ハラスメント研修 ハラスメントに対する認識を深めるとともに、職場におけるハラスメントを防止するため、ハラスメント研修を実施した。 実施回数：１回 実施時期：７月 20 日～９月 29 日（e ラーニング形式） 対象者：全職員（参加者：126 人） ⑧　各大学の入試業務に関する実務型研修 各大学における入試業務を経験させることにより、大学入学試験に関する専門的な知識・理解を得させることを目的とし、電気通信大学及び東京農工大学に職員を派遣する実務型研修を実施した。 実施回数：２回 実施時期：２月 21 日～３月５日（電気通信大学） ３月４日～３月 15 日（東京農工大学） 参加者：各１人 ⑨　法人文書管理研修 各部課等の職員が法人文書の管理を適切かつ効果的に行うため、必要な知識及び技　能の習得、向上を目的とした法人文書管理研修を実施した。 実施回数：１回 実施期間：６月 27 日～８月 31 日（e ラーニング形式） 参加者：122 人		

	・人事基本計画に基づき、センターの将来を担う専門的な知識を持つ人材を育成するために計画的に業務を経験させるほか、大学等との人事交流により必要な資質能力を備えた人材の確保にも努めているか。	⑩　非常時参集要員向け研修 センターが大規模災害時等により被災した場合においても適切な役割を果たすことができるよう理解を深めるため、大規模災害時業務継続計画における非常時参集要員に対して研修を実施した。 実施回数：１回 実施期間：２月１日～２月 29 日（e ラーニング形式） 参加者：37 人 ⑶　人員の適正配置 ①　組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直しを行い、センター全体として適正に人員を配置した。 ②　職員の配置に当たっては、業務の性質、当該職員の能力・適性・希望を総合的に判断し行った。 ⑷　人事交流 国立大学等と人事交流を行っているほか、民間企業からの出向者を受け入れている。 ⑸　雇用環境整備 ①　「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）を踏まえた環境整備 環境整備のため、以下の取組を実施した。 ・ノー残業デー（毎週金曜日）を設けるなど、時間外勤務の縮減を図った。 ・年次有給休暇の計画的使用を促進した。 ・４人の職員が育児休業を取得した。 ②　職員の心身の健康管理対策 健康管理対策として、以下の取組を実施した。 ・各部署にハラスメント相談員を配置した。 ・メンタルヘルス研修を実施した。		

・インフルエンザの予防接種の機会を提供した。

・「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援に関する要項」に基づき、円滑な職場復帰を進めるための支援を行った。

・長時間労働者に産業医の面談を実施した。

・衛生委員会を毎月開催し、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るために空気環境測定等や職場巡視などを行った。

・ストレスチェックを実施した。

・タイムカードの運用により、労働時間の適正な把握に努めた。

・共通テストを着実に実施できる適切な配置を行っているか。

(6)　適正な人員配置

業務を効率的に遂行するため、組織全体の業務を精査し、適正な人員配置を行い、常勤職員数の適正化を図った。

【常勤職員数の推移表】（各年度４月１日現在）　（人）

事業年度	理事長	理事	監事	試験・研究統括官	試験・研究副統括官	教授	准教授	助教	一般職（事務・技術）	合 計
令和元年度	1	1	1	1	1	5	6	3	※110	129
令和２年度	1	1	1	1	1	5	5	3	※110	125
令和３年度	1	1	1	1	1	4	5	3	※107	116
令和４年度	1	1	1	1	1	5	4	2	※ 99	113
令和５年度	1	1	1	1	1	6	5	1	※ 97	117

※ 試験問題企画官（令和元年度 15 人）、試験問題調査官（令和２年度 13 人・令和３年度 12 人・令和４年度 11 人・令和５年度 11 人）を含む。

(7)　その他

１年単位の変形労働時間制の実施

事業部において、繁忙期と閑散期の隔たりが大きくその差を調整するために、令和元年

	・センターや関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼しているか。	度から導入した１年単位の変形労働時間制を令和５年度も実施した。 ６　関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、以下のとおり取り組んだ。 ⑴　参加大学の役割についての説明、参加大学の意思の反映（Ⅰ-1　再掲） 共通テストが参加大学との共同実施であることを踏まえ、参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意見を「令和６年度共通テスト実施要領」等に反映させた。 ①　実施主体である参加大学の役割について説明するための取組 ・センター主催の協議会での説明 入試担当者連絡協議会 ※令和５年度については情報提供の効果や費用面の合理性等を勘案し、令和２年度から令和４年度と同様、参加大学専用の特設サイトを用いて、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供することなどにより、参加大学の入試担当者等に周知を行った。 ・依頼があった大学関係団体等の会議での説明・資料提供 国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議（ウェブ会議）、１都３県世話大学入試担当課長連絡会、北海道地区実務担当者会議（ウェブ会議）、福島県連絡会議（ウェブ会議）、埼玉県地区連絡会議（ウェブ会議）、広島県連絡会議（メール会議） ②　参加大学の意思を反映するための取組 大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する共通テスト企画委員会の一部委員を、国公私立大学の各団体からの推薦により委嘱しており、大学入学共通テストの実施要項、受験案内、実施要領等のマニュアルについて審議を行った。 また、令和５年度共通テスト実施後の取組状況調査において参加大学の意見を求め、令和６年度共通テストの各種マニュアルに反映させた。	６　評定：Ｂ 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、左記のとおり、参加大学の役割についての説明や参加大学の意思を反映するための取組を行うとともに、参加大学との協働体制の構築・強化の推進を図った。 また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組として全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を主催するとともに、発表内容を刊行物にとりまとめた。 さらに、各大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象とした「アドミッションリーダー研修」を実施した。	

	・試験の円滑な実施に向けて、参加大学に対して、特設サイトを通じ意思疎通及び情報共有を図ること等により、協働体制の構築・強化を推進しているか。	⑵　参加大学との協働体制の構築・強化の推進 ①　入試担当者連絡協議会 従前、参加大学向けに実施していた入試担当者連絡協議会は情報提供の効果や費用面の合理性等を勘案し、令和２から４年度と同様、参加大学専用の特設サイトを用いて、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、令和６年度共通テストの実施方法の変更点を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。 スライド資料について、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。 また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう配慮した。 ②　監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底 各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。 ・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること ・各担当の業務内容 ・前年度共通テストとの変更点 ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること ・不測の事態が発生した場合の対応方法等 ・不正行為の取扱い さらに、視覚的に業務を理解してもらうための「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。 また、参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、英語リスニングの監督者等予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を発出した。		

		③　共通テストにおける実務型研修の実施 大学関係者が共通テスト実施当日の業務をセンター側の立場で経験することを通じ、共通テストにおけるセンターが担う業務内容への理解を深め、今後の共通テストにおけるセンターと大学等が行う業務が一層円滑に進むことを目的として、大学等の職員を対象に、実務型研修を実施した。 研修参加者は、本試験当日にセンターに設置する共通テスト実施本部事務局において、大学との連絡業務等の実務を担った。		
・大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行っているか。		⑶　大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組 大学の入学者選抜方法の改善に関する研究交流の一層の推進に資するため、全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を毎年主催し、共催大学とともに企画・運営を行っている。令和５年度大会については、北海道大学との共催によりオンラインで開催し、発表の内容を取りまとめた報告書及び論文集として「大学入試研究の動向」と「大学入試研究ジャーナル」を発行した。 また、大学入試に係る研究成果について社会に発信するため、シンポジウムを開催した。さらに、各大学での入試関連業務はより複雑化し高度に専門化しつつあるため、各大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象に「アドミッションリーダー研修」を実施した。		
・業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、積極的な開示を行っているか。		7　情報の公開 以下の⑴～⑸のとおり計画的かつ積極的に公開した。 ⑴　通則法で定められた情報の公開（資料編 p.15【資料 14】参照） 以下の情報について、事務所に当該書類を備え置くとともに、センターのウェブサイトに掲載した。 ・役員の任命（通則法　第 20 条第５項） ・業務方法書（通則法　第 28 条第３項） ・中期計画（通則法　第 30 条第４項）	7　評定：B 通則法で情報公開が定められているものについてはウェブサイト等を活用して公開した。また、通則法で定められた以外のものについては、ウェブサイトや文部科学記者会への資料提供等を通じ積極的に公開した。 ＜課題と対応＞	

		・年度計画（通則法　第 31 条第１項） ・中期目標に係る事業報告書（通則法　第 38 条第２項） ・財務諸表等（通則法　第 38 条第３項）（令和４年 10 月　官報公告） ・役員給与規則・役員退職手当規則（通則法　第 50 条の２第２項） ・職員給与規則・職員退職手当規則（通則法　第 50 条の 10 第２項） ⑵　通則法で定められた以外の情報の公開 以下の情報について、センターのウェブサイト等に掲載した。 ①　管理・運営関係 センターの沿革、組織、諸規則、業務実績に関する評価、調達等合理化計画、随意契約の状況、随意契約見直し計画、業務・システム最適化計画、業務内容別の職員数 ②　事業関係 ア　共通テストの運営等 共通テストの概要、出題教科・科目、受験案内、志願者数、実施結果、正解等、リスニングテストで使用する IC プレーヤーの操作方法、Q&A イ　試験問題評価 試験問題評価報告書（令和５年度共通テスト関係） ウ　調査研究活動の内容 教員紹介、主な研究課題、研究紀要、大学入試研究ジャーナル なお、令和５年度のセンターのウェブサイト訪問件数は、5,111,685 件（令和４年度：5,649,504 件）であった。（資料編 p.14【資料 13】参照） ⑶　広報資料による情報の公開 大学入試センター要覧（令和５年度）を刊行し、各国公私立大学、及び関係者等に配布するとともに、センターのウェブサイトでも閲覧できるようにした。 ⑷　報道機関による情報の公開（資料編 p.16～17【資料 15】参照） 共通テストに関する諸資料について、適宜、文部科学記者会へ資料提供又は記者会見を	－	

行うとともにセンターのウェブサイトで公表した。

⑸　ウェブサイトにおける情報発信の改善

誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目的として策定している「独立行政法人大学入試センターウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日々のコンテンツ更新においては適切なレイアウトや表記を行うよう留意するとともに、ウェブサイト編集に用いるシステムについて、見出しやリストのレイアウトの新設・調整のための改修を行うなど、取組を推進した。

Ⅸ　その他

・金融資産について保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。

⑴　金融資産の保有状況

金融資産の名称と内容、規模、

保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性）

名　　称	金　　額	必要性等
現金及び預金	4,928,350 千円	共通テスト業務等に係る経費に充当。

⑵　資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無

該当なし。

・資産の運用・管理資金の運用状況は適切か。

⑶　資金運用の実績

該当なし。

・資金の運用体制の整備状況は適切か。

・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析

⑷　資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等）の有無とその内容

資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金運用原則や運用方法等を定めた「資金運用方針」を制定している。

⑸　資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容

	されているか。	大口定期預金による運用のみで行っていることから、資産構成及び運用実績を評価するための基準までは設けていない。 ⑹　資金の運用体制の整備状況 「資金運用方針」により、資金計画に基づく安全運用を行うこととしている。 ⑺　資金の運用に関する法人の責任の分析状況 資金の不足を生じることなく、安全かつ効率的な運用を行うこととしている。		
	・債権の管理等貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。	⑻　貸付金・未収金等の債権と回収の実績 該当なし。 ⑼　知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ①　知的財産の保有の有無 特許権２件。 ア　発明の名称：リスニングテストに用いられる文書情報再生システム及び該文書情報再生システムに用いられる問題用紙 イ　発明の名称：試験問題閲覧システム ②　保有の必要性 保有の必要性については、出願前にセンターに設置した発明委員会において検討している。この２件については、本発明の特許権を他の企業等が取得することにより、センターでの利用に支障が生じることを防ぐため保有する必要があると判断したものであり、今後は、情報技術の進展等を踏まえながら、適宜、保有の必要性について検討する。 ⑽　知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況 令和４年度まで保有していた採点補助システムの特許権について、当該システムを使用する予定が無いことから消滅させた。		

		⑾　出願に関する方針の有無 発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定め、調査研究の成果の社会的活用を図ることを目的として、「独立行政法人大学入試センター発明等に係る知的財産権取扱規則」（令和４年３月規則第 25 号。以下「知的財産権取扱規則」という。）を制定している。 ⑿　出願の是非を審査する体制整備状況 知的財産権取扱規則に基づき、職員等が行った職務発明等の審査等を行うため発明委員会を設置している。 ⒀　活用に関する方針・目標の有無 現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであるため、活用に関する方針・目標については、未整備である。 ⒁　知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況 前述の発明委員会において、センターが承継した発明等の管理及び処分の審査を行う。		
	・実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取り組みは適切か。 ・中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 ＜評価の視点＞	⒂　実施許諾に至っていない知的財産について 現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、実施許諾による自己収入増を考慮したものではない。 ⒃　中期目標期間を超える債務負担とその理由 該当なし。		

	―			

４．その他参考情報
特になし

項目別調書No.	中期目標	中期計画	年度計画
Ⅰ－１ 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	Ⅲ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 　共通テストは、センター法第 13 条第１項第１号の規定に基づき、多くの大学が入学者選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。 　また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。 (1) 共通テストの問題作成 　共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 　大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。 　共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、実施主体である参加大学の役割を明確にするとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、必要に応じて共通テストに係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。 (1) 共通テストの問題作成 　高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。さらに、各教科・科目	Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 　大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。 　共通テストは、大学が共同して実施しているものであることを踏まえ、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）や関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼する。 (1)　共通テストの問題作成 高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。

	供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。 このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。 また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。	の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する。 ① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。 その上で、試験問題の作成に当たる委員の業務量の適正化を図りつつ、秘密保持を徹底する。また、これまでの試験実施結果を踏まえ、毎年問題を作成し、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等の点検を厳格に行う。 ② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ 95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果を次年度以降の問題作成に反映する。	① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領について、必要に応じ見直しを行い、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。 その上で、試験問題や教科書のデータベース等の充実を図ることにより、試験問題作成委員の業務量を削減しつつ、秘密保持を徹底する。また、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等について、これまでの試験実施結果を踏まえ、令和６年１月に実施する共通テスト及び令和７年１月に実施する共通テストの問題作成及び点検を行う。 ② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ 95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで公開するとともに、その評価結果は共通テストの問題作成に反映する。
	⑵ 共通テストの円滑な実施 共通テストは全国の大学において同一の期日（２日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニ	⑵ 共通テストの円滑な実施 共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる共通テストの円滑な実施や、受験者が安心し、安定的に共通テストを実施していくための対策、デジタル化への対応のため、以下のことを行う。また、試験の実施結果を踏まえて、	⑵ 共通テストの円滑な実施 共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる令和６年度共通テストの確実な実施、安定的に共通テストを実施するための対策及びデジタル化への対応のために以下

	ュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。 なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の機会を広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。	次年度以降の試験の実施方法を改善する。 ① 秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、各種マニュアルを整備するとともに、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を 100%とする。 ② 受験案内等を作成し受験者及び高等学校に配布するとともに、高等学校関係者に対して、インターネットを利用して解説資料等により、出願手続、受験上の留意点について周知徹底を行う。	のことを行う。また、令和６年度共通テストの実施に当たっては、令和５年度共通テストの実施結果を踏まえ、実施方法について、必要な改善を行う。 ① 秘密保持に十分留意の上、試験の円滑な実施や試験問題の適切な管理及び輸送に関する方針を定め、参加大学に配付する実施・監督・輸送等に関わる各種マニュアルについて、参加大学の意見も踏まえ、必要な改善を行う。 また、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトで、不正行為防止や試験場の安全対策を含め、留意点や変更点等を分かりやすく解説した説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を 100%とし、各参加大学において学内関係者に周知徹底を図るよう要請する。 ② 受験者及び高等学校に配布する受験案内等について、高等学校関係者の意見も踏まえ、必要な改善を行う。 不正行為防止については、引き続き留意事項を周知徹底する。 また、教育委員会を含む高等学校関係者に対して、出願手続、受験上の留意点等について、インターネットを利用して解説資料の提供等を行い周知するとともに、教育委員会を通じて、各学校において関係教員や生徒に周知徹底するよう要請する。

		③　試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ参加大学が設定する試験場等を効率的に活用する。 ④　新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。 ⑤　電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。 ⑥　障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）等を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するとともに、更なる充実に努める。 (3) 共通テストの採点・成績提供 ① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備す	③　試験場・試験室の割り当て方法について、受験者の利便性や参加大学の立地状況を考慮しつつ、試験を円滑に実施する観点から、効率的に試験場等を活用する。 ④　新型コロナウイルス感染症等のリスクに応じ、必要な措置を講じる。 ⑤　電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつ、システム開発及び構築を行う。 ⑥　障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の施行等の状況を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して、適切に実施する。 　また、受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室を設定する大学に対して、確実に設定されるよう要請する。 ⑶　共通テストの採点・成績提供 ①　成績請求データ等作成及び取扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種

	共通テストの採点及び成績提供を着実に行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学者選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。 (4) 高等学校学習指導要領等への対応 新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令和６年度より実施する。 なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行う。	るとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。 ② 情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。 ③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。 (4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和４年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成 30 年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行うとともに、実施方法等について検討し、令和６年度から着実に実施する。	マニュアルを整備するとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。 ② 令和６年度共通テストに係るシステム改修やプログラムのチェックなどのテストを確実に実施することにより、情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。 ③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、令和６年度の入学者選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。 (4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和４年度から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領（平成 30 年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した共通テストを適切に実施するため、「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等の予告」（令和４年 11 月９日公表）や「令和７年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの問題作成方針に関する検討の方向性について」（令和４年 11 月９日公表）等を踏まえ、令和７年度共通テストの出題方法や問題作成方針等を策定し、公表する。 また、令和４年度までの検討結果を十分に踏まえつつ、令和７年度以降の共通テストの試験実施方法の検討、試験問題の作成及び情報処理システムの整備を計画的に実施するとともに、令和７年

			度以降の共通テストの円滑な実施のために，参加大学や高等学校における検討や準備に資する情報については、積極的に公表する。
Ⅰ－２ 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	２ 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 センター法第 13 条第１項第２号に基づき、センターは、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。 特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究においては、真に必要とされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。 (1) 調査研究の在り方及び評価・公表 将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。 このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。 また、研究成果については、共通テストの改善に活用する	２ 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校等と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究を行う際、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。 (1) 調査研究の在り方及び評価・公表 将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組む。こうしたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき、調査研究を着実に実施する。なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。 評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が 80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマに	２ 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究を行う際に、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。 (1) 調査研究の在り方及び評価・公表 理事長のリーダーシップの下で策定した研究計画に基づき、共通テストに関する調査研究や大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究に取り組む。 なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。 評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した令和５年度の目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できると見込める内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が 80%

	とともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。	ついては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。 また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、以下のことを行うとともに、活用状況の把握に努める。 ① 各大学や高等学校が利用しやすいよう積極的にホームページ等で公表する。 ② 国内外の学会や学会誌等で発表する。 ③ 国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料を提供する。 ④ センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜に関する研究協議を実施する。 また、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。	以上とする。当該評価結果に沿って調査研究内容の改善を図るとともに、成果が十分に見込めない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。 また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、各大学や高等学校から利用されるようホームページ等における積極的な公表や、国内外の学会や学会誌等での発表を行う。加えて、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料の提供を行うとともに、センターが主体となり各大学と連携した入学者選抜に関する研究協議を実施しつつ、活用状況の把握に努める。 さらに、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。
	(2) プロジェクト型研究の推進 大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。	(2) プロジェクト型研究の推進 大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。 また、共同研究を推進するため、大学入試の研究者にとって魅力のある研究資源を定期的に収集・整理し、連携・交流する研究者に提供する。	⑵ プロジェクト型研究の推進 大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。 共同研究の推進においては、大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するため、大

			学入試研究に必要な研究資源を収集し、連携・交流する研究者に利用しやすいよう整理・分析を行う。
	(3) 共通テストに関する調査研究 共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。	(3) 共通テストに関する調査研究 共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。 ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究 ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究 ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究 ④ その他共通テストの改善に関する調査研究	⑶ 共通テストに関する調査研究 共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。次の①～④に掲げる研究課題を中心に、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。 特に得点調整については、令和４年度までの調査研究の成果を基に、令和７年度共通テストにおける新たな得点調整の実施条件・方法を公表するとともに、調整のアルゴリズムの詳細について、引き続き検討する。 ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究 ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究 ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究 ④ その他共通テストの改善に関する調査研究
	(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜における Computer Based Testing(CBT)などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。	(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。 ① Computer Based Testing(CBT)などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究 ② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究	⑷ 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次の①～⑤に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。 特に Computer Based Testing(CBT)については、令和４年度までの調査研究の成果を基に、CBT

	(5) 試験情報の活用の推進 教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。	③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究 ④ その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究 (5) 試験情報の活用の促進 教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。	を実施する大学等の支援を行うとともに、大学等機関と有機的に連携しつつ、引き続き調査研究に取り組む。 ① CBT などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究 ② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究 ③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究 ④ 大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究 ⑤ 教育制度の一環としての大学入試制度・高大接続システムの調査研究 (5) 試験情報の活用の促進 教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を行う。
Ⅰ－３ 大学情報の提供等	3 大学情報の提供等 センター法第 13 条第１項第３号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。	3 大学情報の提供等 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第４期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和２年度を除	3 大学情報の提供等 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。なお、大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第

		く。）の平均値（127,049 件）以上とする。	４期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和２年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上とする。
Ⅱ―１ 組織体制	Ⅳ．業務運営の効率化に関する事項 １ 組織体制 事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 組織体制 長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 組織体制 長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。
Ⅱ―２ 業務運営	２ 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。	２ 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月７日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進につい	２ 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、検定料、成績提供手数料など、受益者負担の在り方や大学の配分経費の配分額等（以下「受益者負担の在り方等」という。）を見直すことで収支を改善し、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月７日閣議決定）（以下「見直しの基本方針」という。）の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テ

	また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を本中期目標期間中に令和２年度実績額の１％以上削減する。 ※ 固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当 変動費＝受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費	て」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、本中期目標期間中に令和２年度実績額の１％以上を削減する。 ※ 固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当 変動費＝受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費	ストの開始までに確保できるよう検討を行うとともに、収支差の平準化のための検討や「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づく取組等を進めることにより、令和５年度当初に収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を、中期目標期間中に令和２年度実績額の１％以上を削減することを念頭に、これまでと同様に効率的な執行を行いつつ削減可能な経費について検討を行う。 ※固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当 変動費＝受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費
	(2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和２年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。	(2) 受験者の利便性に配慮しつつ、試験を円滑に実施する観点から、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、試験問題等の印刷経費等について、令和２年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携を強化するため、参加大学における各種会議に参加するとともに役割分担の明確化に取り組む。	⑵ 受験者の利便性や都道府県別の参加大学の立地状況等を勘案しつつ、効率的な試験場・試験室の活用に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、問題冊子等については、令和５年度共通テストの配付実績を踏まえ、印刷経費等の削減に取り組む。 また、デジタル化の対応について、電子出願等システムの導入に向けて、関係団体との調整を行いつつ、システム開発及び構築を行う。 さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図る観点から、参加大学に

	⑶　独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第４期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	⑶　独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第４期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	おける各種会議に参加する。 ⑶　独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第４期中期目標期間に構築した体制により、試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業の業務ごとに予算と実績の管理を行う。
Ⅱ―３ 給与水準の適正化	３　給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	３　給与水準の適正化 給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、引き続き、適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	３　給与水準の適正化 給与水準について、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、適正な水準を維持するよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。
Ⅲ―１～３ 予算、収支計画及び資金計画	Ⅴ．財務内容の改善に関する事項 １　計画的な収支計画の作成 18　歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収	Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １　期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。） 別紙１のとおり ２　期間全体に係る収支計画 別紙２のとおり ３　期間全体に係る資金計画 別紙３のとおり ４　計画的な収支計画の作成 18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収	Ⅲ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １　当該年度に係る予算（人件費見積りを含む。） 別紙①のとおり ２　当該年度に係る収支計画 別紙②のとおり ３　当該年度に係る資金計画 別紙③のとおり ４　計画的な収支計画の作成 18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り

	支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 2 保有資産 施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。	支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。 5 施設・設備に関する計画 共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。	方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保できるよう検討を行うとともに、収支差の平準化のための検討や既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。 5 施設・設備に関する計画 共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。
Ⅳ 短期借入金の限度額	―	Ⅳ 短期借入金の限度額 30 億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）	Ⅳ 短期借入金の限度額 30 億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）
Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 講師寄宿舎（東京都目黒区駒場二丁目 20 番２号、923.51 ㎡）について、令和元年度における廃止決定を踏まえ、国庫納付を行う。	Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 講師寄宿舎の土地（東京都目黒区駒場二丁目 20 番２号）、建物及び工作物の全部を国庫納付する。
Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	―	Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画 今期間中は特になし	Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画 特になし

Ⅶ 剰余金の使途	－	Ⅶ　剰余金の使途 不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。	Ⅶ　剰余金の使途 不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。
Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	Ⅵ．その他業務運営に関する重要事項 1　内部統制 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。 2　トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応す	Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1　積立金の使途 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。 2　内部統制 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。 3　トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応す	Ⅷ　その他主務省令で定める業務運営に関する事項等 1　積立金の使途 前中期目標期間繰越積立金については、不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。 2　内部統制 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催や研修の実施を通じてコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、引き続き監事監査や会計内部監査等を活用した定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。 3　トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面す

	るための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。 3 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、試験問題に係る秘密保持を確保するなど、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	るための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。 4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ (1)情報システムの整備・管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和３年12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 (2) 情報セキュリティ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題等のデータ管理を厳格に行い、試験問題に関する情報の管理のルールを厳格化した上で、関係者に更なる周知徹底を図るとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	る課題に適切に対応するため、理事長のリーダーシップの下、効率的な業務運営に資する具体的方策を検討し改善につなげるとともに、センターのミッションに沿った研究への戦略的な予算配分・執行を行う。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。 4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ ⑴ 情報システムの整備・管理 センターに PMO を設置し、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に準拠しつつ、情報システムの適切な整備及び管理に取り組む。 ⑵ 情報セキュリティ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく監査の実施結果も踏まえ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。 試験問題等のデータを厳格に管理するため、使用手順等のルールについて、職員及び試験問題作成委員に更なる周知徹底を行い、適切な情報管理に努める。 また、個人情報保護のセキュリティ強化を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施状況を把

			握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。
	4　人材の確保・育成 センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。	5　人材の確保・育成 センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。	5　人材の確保・育成 人材確保・育成については、センターの人事基本計画に基づき、新規職員の計画的な採用を行い、センターの将来を担う専門的な知識を持つ人材を育成するために計画的に業務を経験させるほか、大学等との人事交流により必要な資質能力を備えた人材の確保にも努めるとともに、共通テストを着実に実施できる適切な配置を行う。 また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力の向上及び専門的知識の習得を目的として、職員の職位、実務経験等に応じて、外部団体の研修プログラムも活用しながら各種研修に職員を積極的に参加させるほか、職務に関連する専門的な知識・理解を得ることを目的として、センターで企画・主催する研修についても内容の充実に努める。
	5　関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化 試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。	6　関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化 試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。	6　関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化 共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、センターや関係団体の会議等において実施主体である参加大学の役割について説明するとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、共通テストに係る各種委員会等の一部委員について関係団体に推薦を依頼す

	6 情報の公開 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。	7 情報の公開 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、毎年度、積極的な開示を行う。	る。また、試験の円滑な実施に向けて、参加大学に対して、特設サイトを通じ意思疎通及び情報共有を図ること等により、協働体制の構築・強化を推進する。 また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。 7 情報の公開 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、積極的な開示を行う。